

<p>高味議長</p>	<p style="text-align: right;">(9 : 2 7)</p> <p>それでは、皆さん、おはようございます。 ただいまの出席議員は全員であります。 定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。 開会に当たりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。 議員の皆様をはじめ、管理者及び関係職員におかれましては、定例会をそれぞれ控え何かとご多用の中、ご出席を賜り大変ご苦労さまでございます。 職員の皆さんにおかれましては、環境の森センター・きづがわの安定稼働に引き続き努めていただきますようお願い申し上げます。 なお、一時収まりを見せつつある新型コロナウイルス感染ですが、再び第8波が到来しているとの報道等もなされており、全国的な感染者数も増加傾向を示しています。 本日は、長時間にならないようスムーズな運営を心がけていきますので、皆様方のご協力、よろしくようお願い申し上げます。 これにて開会の挨拶を終わります。 続きまして、管理者から挨拶をお願いいたします。 先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあるという状況を踏まえ、本日の会議は会議の発言の際はマスクの着用と着席したままで行いたいと思いますので、よろしくようお願いいたします。 それでは、管理者、お願いいたします。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>皆さん、おはようございます。 令和4年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。 議員の皆様におかれましては、令和4年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、それぞれの定例会を直前に控える中、公私ご多用にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 平素は本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。 さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年減少傾向にありましたが、施設の見学者も、昨年度総数723名に対しまして、本年度は本日現在で1,522名の多くの小学生をはじめとしたご来館をいただいております。 木津川市と精華町のごみ処理を担う本組合につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策につきましてもこれまで同様に徹底し、安心してご来館いただくことができますよう留意してまいりたいと考えております。 環境の森センター・きづがわにつきましては、供用を開始以来、特</p>

<p>河井管理者 つづき</p>	<p>段のトラブルもなく、管内から発生しました可燃ごみを安定的・適正に処理をしているところでございます。</p> <p>議員の皆様の一層のご指導、ご協力並びにご支援を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>さて、本日ご提案をさせていただきます議案につきましては、事前に配付させていただきました職員の給与に関する条例の一部改正、京都市府市町村職員退職手当組規則の変更、令和3年度一般会計補正予算第1号及び令和3年度一般会計歳入歳出決算の合わせて4件でございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり進めてまいります。</p> <p>佐々木議員。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>よろしいか。従来、本議会では、管理者挨拶はペーパーで配付することが慣例になっていますけれども、今回、私のところだけがないのかな、ないんですけれども、これはいつ誰が決めたんでしょうか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいま佐々木議員からご指摘をいただきました件でございますが、従来から、管理者の挨拶、机上に配付をさせていただいておりました。今回、私どものほうで失念をいたしておりました。大変失礼をいたしました。おわびを申し上げます。</p> <p>追ってお渡しをさせていただきたいと思っております。</p> <p>当然、今日中にお渡しをさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、佐々木雅彦議員と1番、森本茂議員を指名いたします。</p> <p>なお、両君の不測の場合には、次の議席の議員を署名議員といたします。</p>

高味議長
つづき

日程第2「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日11月29日の1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日の1日間に決定いたしました。

日程第3「諸般の報告」を行います。
議長報告を行います。

令和4年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会以降の議長報告について、お手元に配付させていただいております。

なお、2月8日の全員協議会にて行った議案第4号に係る質疑や議論の内容については、全員が出席している中で行いましたので詳細については省略させていただきますが、概要については配付した資料のとおりであります。

また、2月22日に、委員会条例第3条第1項の規定により、議会運営委員会委員に、森本茂さん、高岡伸行さん、伊藤紀味枝さん、宮嶋良造さん、大野翠さん、竹川増晴さん、以上の方を指名し、選任をいたしました。

以上で議長報告を終わります。

ただいま報告いたしました議会運営委員の皆さんは、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長互選を行い、その結果を報告願います。

それでは暫時休憩といたします。

(9 : 37)

《暫時休憩》

(10 : 37)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の佐々木さんから副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

佐々木議員の退席を求めます。

(佐々木議員 退場)

<p>高味議長 つづき</p>	<p>まず、事務局長のほうから辞職願の朗読を求めます。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>令和4年11月29日 木津川市精華町環境施設組合議会議長 高味孝之様 副議長 佐々木雅彦 辞職願</p> <p>このたび下記の理由により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条及び会議規則第98条の規定により、許可されるよう願います。</p> <p>理由。 一身上の都合により辞職を許可されたい。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>お諮りいたします。 副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、佐々木議員の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。</p> <p>(佐々木議員 入場)</p> <p>ただいま本会議において副議長の辞職を許可いたしました。 暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:39)</p> <p>《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(10:45)</p> <p>再開いたします。 副議長の選挙についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、副議長の選挙についての件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたします。</p>

高味議長
つづき

追加日程第2「副議長の選挙について」を議題といたします。
お諮りします。
副議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。
指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定をいたしました。
副議長に大野翠議員を指名いたします。
お諮りします。
ただいま指名いたしました大野翠議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名いたしました大野翠議員が副議長に当選されました。
会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。
暫時休憩いたします。

(10:49)

《暫時休憩》

(10:59)

それでは再開いたします。
ただいま大野翠さんから議会運営委員会委員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。
この件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。
よって、議会運営委員辞職許可についてを追加日程とし、議題といたすことに決定をいたしました。

<p>高味議長 つづき</p>	<p>大野議員の退場を求めます。</p> <p>(大野議員 退場)</p> <p>事務局長から朗読をお願いします。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>令和4年11月29日 木津川市精華町環境施設組合議会議長 高味孝之様 副議長 大野翠 辞職願</p> <p>このたび下記の理由により議会運営委員を辞職したいので、委員会 条例第8条の規定により、許可されるよう願います。 理由。 副議長に選任されたため辞職を許可されたい。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>お諮りいたします。 議会運営委員の辞職を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、大野翠さんの議会運営委員の辞職を許可することに決定を いたしました。 入ってもらってください。</p> <p>(大野議員 入場)</p> <p>ただいま大野翠さんの議会運営委員の辞職を許可することに決定を いたしました。 暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11:02)</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(11:03)</p> <p>再開いたします。 議会運営委員会委員の指名についてを追加日程にして、議題とする ことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、議会運営委員会委員の指名についてを議題といたします。</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>委員会条例第3条第1項の規定により、議会運営委員について議長が指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、議会運営委員に佐々木雅彦さんを指名いたします。 以上で、もう一度新しいメンバーをここで発表いたします。議会運営委員に森本茂さん、高岡伸行さん、伊藤紀味枝さん、宮嶋良造さん、佐々木雅彦さん、竹川増晴さんです。 以上の方は、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。 暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11:04)</p> <p>《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(13:27)</p> <p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。 休憩中に議会運営委員会を開催し、正副委員長が決まりましたので、報告いたします。 議会運営委員長に宮嶋良造さん、同副委員長に森本茂さん、以上のとおりであります。 報告を終わります。 お諮りします。 休憩中に議会運営委員長から、審査及び調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。 については、配付いたしました追加議事日程1号の追加5を議事に追加することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、日程を追加して議事を進めます。 日程第4「一般質問」を行います。 一般質問をされる方は5人です。 発言時間は答弁を含め30分までといたします。 それでは、1番目、森本茂さん。 森本さん。</p>
<p>森本議員</p>	<p>通告いたしていますとおり、1問質問いたします。 ごみ焼却を最少の経費で最大の効果を出すためにということで質問いたします。 今までの当組合を振り返り見ますと、昭和37年8月1日に、旧木</p>

<p>森本議員 つづき</p>	<p>津町、精華町、旧山城町の3町で相楽郡西部塵埃処理組合が設立されました。私が生まれ育った旧木津町鹿背山にごみ焼却場が昭和38年8月1日に完成しました。この土地は土久里元木津町長から寄附された土地でありました。昭和55年3月まで鹿背山でごみの焼却がなされました。19年間の稼働でありました。当時は煙害など劣悪な施設であったことなどにより閉鎖されました。そして、昭和55年4月から平成30年5月までの約39年間、精華町の打越台環境センターでお世話になりました。そして、約束の木津川市工場として、鹿背山川向に鹿背山区にとっては同じ場所で二度目となる、環境の森センター・きづがわが平成30年5月より試運転に入り、平成30年9月13日より供用開始され、現在に至っています。</p> <p>そこで、最少の経費で最大の効果を上げるため、焼却した際に発生する熱エネルギーの利活用の現状とその効果と課題は。</p> <p>そしてまた、施設の運転管理について、現状は夜間・休日の運転及び設備点検については民間委託しているが、今後、昼間の施設運転の民間委託の考えはあるのかお伺いします。</p> <p>最後に、河井管理者は、長年の問題であった木津川市のごみ焼却場の新設を、時間はかかったものの解決されたことは大いに評価されるべきであり、誠にあっぱれでした。</p> <p>そこで、今後の施設運営と組合運営全般に対するご所見をお伺いします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>森本議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>環境の森センター・きづがわは、一部事務組合を構成する木津川市及び精華町にお住まいの皆様のご生活環境を守るためなくてはならない施設であり、引き続き地元の皆様方のご理解もいただきながら安全かつ安定したごみ処理を継続してまいります。</p> <p>そのほかのご質問につきましては、事務局長からお答えいたします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>森本議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>焼却の際に発生する熱を利用して蒸気タービン発電機による発電を行い、施設への電力供給及び余剰電力の売却を行っております。</p> <p>なお、令和3年度における電力自給率は91.6%、余剰電力売電料は約3,250万円となっております。運転経費の節減と歳入確保の両面に寄与し、構成市町分担金の負担軽減に努めているところであります。</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>昨今の社会情勢により、電力不足などの懸念も示されている中、できる限り効率的な発電につながるような運転計画を立て、引き続き安定した運転管理に努めます。</p> <p>次に、現在、施設の運転業務を担う施設課の職員配置は、再任用職員を含め、相楽郡西部塵埃処理組合時に採用した職員9名としており、本体制にて通常の勤務時間帯における運転管理を行えていることから、直ちに民間委託を行う考えはありません。</p> <p>なお、平成17年度以降、構成市町からの派遣や再任用職員を除き、当組合における新たな職員採用は行っておりませんので、今後、退職等による職員数の減少などに合わせ、検討が必要になるものと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>森本さん。</p>
<p>森本議員</p>	<p>1点だけ再質問いたします。</p> <p>本施設については、見てご覧のとおり木津川にも面しており、山の紅葉も見られる風光明媚な場所にあるので、この施設のグラウンド、そういうところで、市民並びに精華町民に、何かイベント、お祭りのとは言わないけれども、そういうような市民が環境について意識をできるようなことも含んだイベントを、年に1回ぐらいはやってはどうかと思うんですけれども、それについてご所見をお願いいたします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいま当施設内の広場の活用についてご提案をいただきました。何分にも限られたスペースでございますので、その活用や用途につきましては一定制限があるかもしれませんが、地元の皆様方、あるいは関係者の皆様方のご意見いろいろと賜りながら、よい案がございましたら提案をしてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>ありがとうございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>森本さん。</p>
<p>森本議員</p>	<p>以上で終わります。</p>

高味議長	森本茂さんの一般質問は終わります。 次に、2番目、大野翠さん。
大野議員	<p>大野翠です。 一般質問通告書に基づいて質問をさせていただきます。 大きな1番、SDGsの取組についてです。 通告書にはとても簡潔に書いてありますので、少し補足させていただきます。</p> <p>組合のホームページを見ていますと、施設の紹介や環境測定などのデータ、見学案内など、様々なことが載っているのですが、その中にSDGsの取組について私の中では見つけることができませんでした。</p> <p>SDGsとは、要約すると、貧困で困っている人をなくす、差別のない社会をつくる、環境を大切にするという方針、目標があります。そして、SDGsで掲げられている17個の目標、持続可能な開発目標があり、その中には当施設でも取り組める内容があるのではないかと考えます。</p> <p>そこで、SDGsの取組について、(1)何か取り組んでいることはありますか。</p> <p>次に、大きな2番、前回の一般質問の答弁内容についてもう少し詳しく伺います。</p> <p>(1)当施設で処理する家庭系可燃ごみの範囲について、各市町で統一していることは何ですか。</p> <p>(2)有害な物質を出さない対策で排ガスを処理するとはどのような対策ですか。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
高味議長	管理者。
河井管理者	<p>大野議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>木津川市及び精華町住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために本施設を設置し、ごみ焼却熱を活用した発電設備を併設して、安全かつ安定した運営管理を行っております。</p> <p>また、施設見学の際には、実際にごみの分別・減量の大切さを実感していただけるよう取り組むなど、これらの取組を進めることで、17の国際目標にある、「3 すべての人に健康と福祉を」、「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「12 つくる責任 つかう責任」といった各種の内容に寄与するものであると考えております。</p> <p>その他のご質問については事務局長からお答えいたします。</p>

高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>大野議員の2点目の1つ目についてお答えをいたします。</p> <p>環境の森センター・きづがわで受け入れている家庭系可燃ごみは、構成市町の分別区分における可燃ごみ、燃やすごみ及びビニール・プラスチックごみとしており、受入れの際の条件としてごみの大きさや長さなどを統一しております。</p> <p>次に、2点目の2つ目について。環境の森センター・きづがわでは、焼却処理に伴い発生した排ガスを、まず減温塔により一定の温度域まで冷却をいたします。そして消石灰や活性炭などの薬剤を吹き込むことで化学反応や有害物質を吸着させ、ろ布というフィルターを装備した集じん器で捕集をしております。別名バグフィルターとも呼ばれており、かつて焼却施設由来のダイオキシンが大きな社会問題となった時代があり、排ガス対策として全国の焼却施設に類似の対策が講じられるようになりました。</p> <p>あわせまして、脱硝反応塔につきましては、集じん器を通過した排ガスから、窒素酸化物をアンモニアと反応させて無害な水と窒素に転換するとともに、ダイオキシン類を分解するなど、排ガスの適正処理に努めております。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	大野さん。
大野議員	今のご答弁でしたら、大きな1番の(1)なんですけれども、取り組んでおられるということで解釈してよろしいのでしょうか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>私ども、組合につきましては、先ほど答弁にもありましたように、施設の運営管理を事務所掌としております。全てSDGsに沿った取組であると、このように考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	大野さん。
大野議員	では、そのような取り組んでおられる内容を、ぜひホームページにもう少し詳しく載せるなどしてアピールしていただけたらいいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

高味議長	事務局長。
金森事務局長	ホームページでの啓発ということでございますけれども、今年度、ホームページの更新作業を、これから本格的にしていきたいと思いますというふうに考えております。その際に、ただいまいただきましたことも参考にさせていただきながら取り組んでまいりたいと思います。 以上でございます。
高味議長	大野さん。
大野議員	ありがとうございます。 では、大きな2番の(2)についてはよく分かったんですけども、(1)についてももう少し聞きます。 この取決めなんですけれども、木津川市、精華町、組合での話合いで決めたことなんでしょうか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。 この焼却場で受け入れられる規格というのがどうしても決まってくるわけでありまして。それを構成市町にお伝えをいたしまして、それに見合う分別あるいは収集方法を構築いただいているというところでございます。
高味議長	大野さん。
大野議員	ありがとうございます。 この分なんですけれども、排出区分や収集形態についてはそれぞれの構成市町で検討されるものであって、本組合の業務ではないので答弁を差し控えますということで前回いただいているんですけども、各市町で検討した結果というのは情報共有はされているんでしょうか。
高味議長	ちょっと最後の部分、もう一度お願いします。
大野議員	排出区分や収集形態についてはそれぞれの構成市町で検討されるも

大野議員 つづき	ので、本組合の業務ではないので答弁を差し控えるということで前回答弁いただいたんですけれども、各市町で検討した結果というのはきちんと情報共有されているのか伺いたいです。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	失礼をいたしました。収集形態の各市町の内容、あるいは変更点等々についての情報共有というご質問であったかというふうに思います。 これにつきましては、例えば法的な分別が変わるとか、あるいは収集区域の大幅な変更であるとか、様々な理由によって各市町で収集形態や時間帯とかが変わることがあります。そういった意味では、年に数回定期に行う担当課長会議で情報共有を図っているところでございます。 以上でございます。
高味議長	大野さん。
大野議員	ありがとうございます。 これからも安全と環境に配慮しながら家庭系可燃ごみと事業系一般廃棄物などの処理をしていただくようお願いいたします。ありがとうございました。 以上で質問を終わります。
高味議長	これで大野翠さんの一般質問は終わります。 続いて、3番目、竹川増晴さん。 竹川さん。
竹川議員	7番、竹川増晴です。 一般質問通告書に基づいて質問します。 1、環境の森センター・きづがわで働く会計年度任用職員、臨時職員の待遇改善について。 2、ホームページの工夫について。 1、10月9日から京都府の最低賃金（地域別最低賃金）は時間額968円になりました。京都府内の使用者は、この金額より低い賃金で労働者（パート、派遣、アルバイト、臨時、嘱託などを含む全ての労働者）を使用することはできません。 そこで伺います。 （1）本センターで働く会計年度任用職員等の賃金は幾らか。

<p>竹川議員 つづき</p>	<p>(2) 会計年度任用職員には月給制の場合と時間給の場合があると思われるが、本センターではどのような雇用形態になっているのか。</p> <p>(3) 人事院勧告により、会計年度任用職員の待遇はどのように改善されるのか。</p> <p>大きな2番、各市町では、ごみの減量、食品ロスの削減などに取り組んでいます。本センターも、可燃ごみを扱うというだけでなく、独自の啓蒙活動の取組も必要です。</p> <p>ホームページでは環境測定等のデータの公開や見学案内などが載っている程度です。国民一人当たりのごみの排出量世界一の状況にあつて、市町の取組や全国の取組を紹介したり、積極的なホームページづくりを考えていますか。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>竹川議員の1点目のご質問についてお答えいたします。</p> <p>現在、本組合における会計年度任用職員の雇用はありませんが、給料月額には木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例に定める金額のとおりでございます。</p> <p>2点目について。雇用を行う職種、勤務時間などにより、月額または時間額で定めるものといたしております。</p> <p>3点目について。人事院勧告によるものに限らず、構成市町の状況等も踏まえ、必要に応じて木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を整理しながら対処することといたしております。</p> <p>その他のご質問につきましては事務局長からお答えいたします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>竹川議員の2点目のご質問についてお答えをいたします。</p> <p>本組合で共同処理をする事務につきましては、木津川市精華町環境施設組合規約に基づき、一般廃棄物の処理施設の設置、管理及び運営に関する事務及び一般廃棄物収集運搬業の許可に関する事務と定められているところであります。当該事務に関連する情報発信に努めているところであります。</p> <p>環境関連施策や啓発活動等につきましては、構成市町において様々な取組が進められている中、区域内の可燃ごみ焼却施設という重要な役割を担っておりますことから、引き続き、構成市町と連携しながら、必要に応じて本組合のホームページ等も活用した効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>

高味議長	竹川さん。
竹川議員	<p>まず、大きな1番から質問をします。</p> <p>精華町の労働組合は、日本自治体労働組合総連合、通称自治労連といいますが、に加盟・結集しており、精華町の臨時職員労働組合というのがあります。臨職といいます。会計年度任用職員の制度と法律ができたのが2020年なんですけれども、約30年の歴史があります。残念ながら木津川市には臨職という組合は今聞く限りではありません。組合員は78名であります。今年も要望書を出しています。</p> <p>昨今、いろんな世界情勢の中から、円安とか物価高騰の中で一番求められているのが賃上げということを言われています。そこでこういう質問を出させてもらいました。</p> <p>本組合で働く会計年度任用職員についてもう一度お聞きします。何名おられますか。ちなみに正規職員は何名おられますか。</p>
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>まず、会計年度任用職員であります。これはゼロ人でございます。</p> <p>そして施設で働く正職員ということでございますけれども、私は兼務職員であります。私も含めまして14名となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	竹川さん。
竹川議員	<p>例えば、木津川市でも同様だとは思いますが、精華町においてもかなり多くの非常勤、非正規の方、会計年度任用職員の方がおられるんですけれども、今の答弁から考えますと、本組合では100%正規職員で構成されている、各市町からも来ておられると思うんですけれども、アルバイトやパートや会計年度任用職員がゼロ人ということで間違いはないのでしょうか。私、この質問をするに当たって、いるよというふうにちょっと聞いたのでこの質問をさせてもらったんですけれども、間違いなくゼロ人でしょうか。</p>
高味議長	事務局長。

金森事務局長	お答えをいたします。 間違いなくゼロ人でございます。
高味議長	竹川さん。
竹川議員	大体、2021年で、自治体労働者のうち非正規職員が69万人、そのうち会計年度任用職員は62万人ということでした。会計年度任用職員はゼロ人だけでも、ほかに例えばアルバイト、パート、非正規の方はいないのでしょうか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	改めてお答えをいたします。 ご質問の職員はゼロ人でございます。 以上でございます。
高味議長	竹川さん。
竹川議員	<p>分かりました。全員が、100%が正規職員であるということは、今後も貫いていってほしいなというふうに思います。</p> <p>ちなみに、今の世界の、10月から最低賃金上がりましたけれども、世界の最低賃金を言うと、皆さん、驚かれると思います。ドイツの法律で定められた最低賃金は1,734円です、時間当たり。イギリスは1,596円です。フランスは1,598円です。ルクセンブルグという国がありますが、2,263円です。日本は大体平均すると961円です。ちなみに全国一律最低賃金でない国は世界で4か国しかありません。そのうちの一つが日本です。</p> <p>こういう中であって、全国一律最低賃金で、例えば日本共産党は1,500円というのを掲げていますが、これは実はヨーロッパ並みにも届かないぐらいの声なんです。これを日本でも広めていきたいという質問をしようと思っていたのですが、全員が正規職員ということですので次に移りたいと思っています。</p> <p>大きな2番です。</p> <p>大野議員の質問とも関連をしますが、本組合のホームページを見させていただきますと、これまでもずっと指摘をされてきましたけれども、従来のものとほとんど変わらない、何か新しい項目が増えたというふうには思われません。</p> <p>今、環境問題に関心を持つ若者、子供は日本でもたくさんいます。これからの日本、京都府、木津川市、精華町を担うのは若い世代の人</p>

<p>竹川議員 つづき</p>	<p>たちです。この人たちに対して、それぞれの市町でも独自に努力をしていますけれども、本組合としても大きな責任はあると思います。</p> <p>先ほどの答弁では市町と連携をしながらというふうに答えておられましたけれども、独自に組合としても大きな、ただ燃えるごみを燃やすというだけのところではありませんので、独自にホームページは充実させていく必要があると思います。</p> <p>先日、COP27、終わりました。ダイオキシンの問題というのはものすごく大きな問題です。ごみの問題、みんな関心を持っています。それぞれの市町で独自にホームページを充実させていくということは大事なんですけども、やはり本組合でも、子供たち、若者を中心に啓蒙していくような、そういうふうなぐっと引きつけるようなホームページをつくることを検討していますか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>お答えをさせていただきます。</p> <p>先ほども申し上げましたけれども、私どもの組合の所掌事務につきましては、施設の設置、管理、それから運営というのが主なところでございます。</p> <p>ご質問いただきましたように、啓発を進めていくというのは非常に大切なことでありますし、決して否定をするものではございません。</p> <p>ただ、私どもも、構成する市町の様々な施策、いろんなことを取り組んでいただいております、そうしたものを市町と連携する、相互に情報をリンクさせるということで、非常に効果的な情報発信ができるのではないかとこのように考えておりますので、そういった視点で今後ともしっかりと連携をしてまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>竹川さん。</p>
<p>竹川議員</p>	<p>連携をしていただくのは、幾らでも連携していただきたいとは思いますが、私が質問しているのは、本組合のホームページで独自につくるということを検討していますかということを知りたいので、それについてお答えください。独自に考えていますかということです。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>お答えをいたします。</p> <p>先ほども申し上げましたが、ホームページの内容を少し更新してま</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>いりたいということで、今年度の事業として取り組んでいるところですが、具体的に独自に啓発に係る情報についてこういったところをどうすればどうかというふうなところについては、着手をしている事実はございません。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>竹川さん。</p>
<p>竹川議員</p>	<p>初めから、ユニークな、子供たちの興味を引くような、そういうことはやらなくていいと思います。つまり、ほかの同じようなところ、組合のホームページとか、あとは、こんな時代ですので、世界中にあるようなそういう気候危機打開に向けた取組というのは世界中であるわけですので、そういうところを調べていったら面白い企画とかあると思うんです。そういうのを、法に触れないように、どんどん紹介していくというか、そういうところでいいと思うんです。どことこの国のこういうところのホームページでこんなんがあったよとか、そういう紹介でいいと思うんです。そういうことを知らない、あ、本組合のホームページ面白いな、世界でこんな取組があるのかということを紹介するということはそんなに難しくないと思うんです。そういうふうな啓蒙活動を、その連携、連携はもういいんです、独自に考えていますか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>改めてお答えをいたします。 これは質問からそれるかも分かりませんが、独自に啓発活動というのは、毎年、施設の見学に来ていただける子供さんあたりには、分別あるいは減量に対しての啓発、これはまさに独自に取り組んでいるところでもありますけれども、ただいまご紹介をいただきました世界、国々の新たな情報、そういったものを紹介する、そういったことについては決して否定するものでもありませんし、子供たちにインパクトの強いようなものがもしあれば、そういったものについても検討をしてみたいなということで参考にはさせていただきたい、このように思います。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>竹川さん。</p>
<p>竹川議員</p>	<p>先ほども言いましたように、新たに何かチームをつくって本組合独</p>

<p>竹川議員 つづき</p>	<p>自のものを、お金をかけて時間をかけてやろうということを提案しているんじゃないんです。</p> <p>先ほども言いましたように、いろんなところから引っ張ってきて、あ、こんな面白い企画がある、こんなふうなホームページがあるというのを子供たちに知ってもらおう。みんながみんな今の気候危機、気候危機と分かっているけど大いに抵抗するような国もたくさんあるわけですよ、日本なんかは3年連続化石賞をもらっているという不名誉な国ですので、進んでいる国の取組を載せていくというところぐらいから始まっていくというのはそんなに大変ではないと思う。要はやる気があるか、子供たち、若い人たちにそういうことを知ってもらおうという気持ちがあればできると思うんです。まずやってみようというところから、連携はもういいんです、独自に本組合でそういうのをつくって、あ、ここの組合のホームページは何かありきたりのことばかりじゃなくて、こんな面白いこういうホームページがあるわというのでやってみてはどうかということなんです。</p> <p>これは、今の答弁でもあったように、独自にホームページの更新もしていこうというふうにおっしゃっていますので、そのことについてぜひ取り組んでほしいなというふうに思います。</p> <p>最後に、そういう取組やろうというのはどうですか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>お答えをいたします。 十分に参考にさせていただきたいと思えます。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>いいですか。 竹川さん。</p>
<p>竹川議員</p>	<p>今の言葉を実行に移されるのを楽しみに、来年同じ質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。 以上で質問を終わります。</p>
<p>高味議長</p>	<p>竹川増晴さんの一般質問を終わります。 続いて、4番目、佐々木雅彦さん。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>それでは質問させていただきます。 大きな項目では1点です。組合のコンプライアンス遵守意図と議会</p>

佐々木議員
つづき

答弁の実践及び教訓と改善策であります。

(1)として、議会事務局と監査委員事務局の設置根拠と牽制機能に関して。この前のやり取りでは、点検して検討するという旨の答弁がありました。その検討結果のみをお願いしたいと思います。

(2)は、議会事務局に書記を配置している旨の答弁がありました。だとしたら、どなたが書記として議長から辞令が交付されているのか問います。交付されているか否かについてお伺いします。

(3)は、組合のホームページ改善の提案に、議会とも協議していく旨の答弁がありました。一部議会の会議録がホームページにアップをされているのは事実であります。このアップに関していつ誰と協議をされたのか伺います。誰といつやったのかをお答えください。

(4)は、この間の答弁では、従来の在り方、前からやっているという慣例的な発言だとか運用でということが連発されています。これは一般常識的に解釈すると、法令ルールとは違うが慣例的に業務遂行しているという意味に解します。

次の各点を問いたいと思います。

①としては、傍聴規則第5条3項は実践されていないと理解している。これは、要するに、交付された傍聴券に氏名、住所、年齢を書けとなっていますが、今日の傍聴券にもそんな欄はないですね。これは一体何で規則どおりやらないのかについて理由をお答えください。

②は、会議規則第125条の業務に関して。これは会議録の話です。委託発注日、予算で委託費が載っていますから委託していると思うんですけども、いつ委託をし、いつそれが返って、要するに納品されたのか、それをいつ関係者に配付をしたのかについて、過去のアからキ、令和3年6月1日の全協、同じく6月1日の臨時会の本会議、同じく11月26日の定例会本会議、同日の全員協議会、同じく12月17日の全員協議会、それで今年2月8日の定例会本会議と全員協議会、この1、2、3、4、5、6、7つについて、日付だけで結構ですのでお願いをしたいと思います。

③は、会議録委託業者との契約で、つまり委託発注しているはずですから、発注日から、どのぐらいの量、量によっても違うと思うんですけども、どのぐらいの期限で要するに会議録を完成させるという契約になっているのか、そういう契約が、契約内容にそれがあるのかなのか、日数が記入されてるのかどうかについて伺いたいと思います。

④としては、全員協議会規程第11条によると、全員協議会の会議録については、職員をして作成をして、それに議長が署名するとなっています。ところが先般配付された全員協議会の会議録についてはそのサインはありません。一体なぜないのか、その理由をお伺いします。

(5)は、今年2月8日の全員協議会では、議会運営に関する意見を2月末までに各議員から提出を受け、出された意見は全議員に連絡をするという旨の話がありました。いつ誰に連絡したのかをお伺いしたいと思います。

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>(6) は、議案第4号は2月8日の定例会で継続審査と決しています、しかし、先月10月14日の全員協議会では事務局から廃案となる旨の報告がありました。実際に、本日の定例会にも、継続審査と決しているにもかかわらず、その議案が報告されていないということは、法的に言えば本日をもって廃案になるということになってしまうんですけども、この扱いについて次の点を確認します。</p> <p>①は、廃案と判断した法的根拠、時期、どういう理由でいつ誰が判断したのか、管理者はいつ決裁、この決裁の字、間違っていますが、いつ決裁をしたのか、そのことをいつ議員に報告したのかというのが1点目です。</p> <p>②は、この日の全員協議会で、私、佐々木から議案の扱いについて問うています。議長、事務局長とのやり取りがありました。会議録にも残っています。その際にも、特例中の特例という旨の発言が何回もありました。この際の扱い、要するに2月8日の本議案の、要するに議案第4号の取扱いは正しかったのかどうか、見解を伺いたいと思います。</p> <p>③としては、仮にこれが正しくなかった、もしくは課題があったということであるのであれば、その事態が発生した原因及び再発防止策が要るわけです。でないともう一遍同じミスを犯します。これについて伺いたいと思います。</p> <p>以上です。よろしくお願いします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>佐々木議員の(6)の③のご質問についてお答えをいたします。</p> <p>議案の継続審議という事実上の議会の意思決定をされ、その後、全員協議会で協議いただいたところでございます。私どもといたしましては、今後も引き続き丁寧で分かりやすい議案説明に努めてまいります。</p> <p>また、議会運営に関わる部分につきましては、議会運営委員会でご協議をお願いしたいと存じます。</p> <p>そのほかのご質問につきましては、事務局長からお答えをいたします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>佐々木議員の1点目のご質問についてお答えをいたします。</p> <p>現時点におきましては従来と同様の取扱いとしており、引き続き検討中であります。</p> <p>2点目について。議長からの辞令交付はありません。</p> <p>なお、「議会事務局に書記を配置している」ではなく、「これまで</p>

金森事務局長
つづき

より総務課職員が議会の書記等を兼務することを前提に組合運営がされております」と答弁しております。

3点目について。現時点におきまして、ホームページ改善に係る議会との協議はありません。

なお、本年度中の更新等を予定しております。今後、組合議会に関する内容につきましては、議会運営委員会にご相談しながら進めたいと考えております。

4点目の1つ目について。平成30年第1回臨時会以降、議長が必要と認め、傍聴券を交付したことはありません。

2つ目について。まず、ア及びイにつきましては、同年6月1日に発注、6月15日に納品、事務局での確認作業後、6月25日に署名議員等へ確認依頼をいたしまして、7月9日に確定をいたしております。ウ及びエにつきましては、同年11月29日に発注、12月8日に納品、事務局での確認作業後、2月4日に署名議員等へ確認依頼をし、2月18日に確定しております。オにつきましては、同年12月21日に発注、翌年1月11日に納品、事務局での確認作業後、2月4日に署名議員等へ確認依頼、2月18日に確定しております。カ及びキにつきましては、同年2月9日に発注、2月24日に納品、事務局での確認作業後、4月12日に署名議員等へ確認依頼、4月22日に確定しております。

なお、全ての議事録について、完成後の配付はしていません。

次、3つ目につきまして。作成期日の指定はしていませんが、音声データ量や発注時期に応じまして、おおむね1週間から3週間程度で反訳データを納品いただいております。

4つ目について。全ての議事録に議長の署名をいただき、保存しています。なお、会議用の資料などにつきましては、署名のある原本写しではなく、同一のデータにより作成したものを活用することもあります。

5点目につきまして、令和4年2月28日に意見提出の結果を議長へ報告しました。その後、3月2日に木津川市議会選出議員へ書面にて連絡するとともに、精華町選出議員代表としてご連絡をいただきました佐々木議員に対しまして、それ以外の提案等の提出はなかった旨、大野議員と竹川議員にもお伝えいただきたいこととしてメールにて連絡をしたところであります。

6点目の1つ目について。本議案につきましては、法的な観点とすれば、地方自治法第119条に基づき、「会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない」ものとされています。

しかしながら、令和4年第1回定例会において、当該議案の継続審議が発議され、議会としての意思決定がされたこと、また、この意思決定を受けて、同日に全員協議会にて継続した議論をいただきました。したがって、事実上の意思決定による継続案件として、現在も引き継がれているものと判断しております。

最後、2つ目につきまして、事実上の継続審議に係る結果報告を議長が行うことについて見解を述べたものであり、何ら問題はないもの

金森事務局長 つづき	と考えます。 以上でございます。 (最後はの声) ③は一番冒頭に管理者が。
高味議長	③は冒頭に管理者から答弁しております。 佐々木さん。
佐々木議員	じゃ、1つずついきますね。(1)の検討っていつ結果が出るんですか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	結果が出る時期としましては、まだ未定でございます。鋭意検討しております。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	今まで何をどう検討しましたか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	これまで議会等で議論をいただいております例えば設置根拠の条例設置をしている組合であったり、あるいは近隣の組合、こういったことをされているのかという、また、その組合の背景、背景といいますのは職員状態であったり業務の状況であったり、そういったところについて調査をして、完璧ではありませんが、一定の整理はできたかなというふうに考えております。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。

佐々木議員	残っている論点は何ですか。残っている論点。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	今、調査が一定、まだ私なりの整理でございます。これから、その論点といいますのは、この組合にとってそれが必要なのかどうか、周辺のところ、周辺の状況も踏まえながら丁寧に整理をしていきたいと考えております。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	いや、さっきの答弁で、ほぼ出口に近づいているみたいな答弁をされましたよね。 もう一遍聞きます。いつ結論出ますか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	結論が出る時期については、まだ未確定でございます。時間をかけようとは思っておりませんが、鋭意進めてまいりたいと考えております。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	めどもないということですか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	ただいまの時点で明確にお答えできる状況ではございません。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	よく分からない答弁ですよね。何が論点なのかよく分かりません。

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>議論、議論というか、課題になっているのかよく分かりません。 要するに、この前の答弁では、点検して検討したら、どういうことが点検をしたのか、そしてその点検した結果、何が論点になっているのか、検討する方向性は何なのかというのが整理されていなかったら結論が出るわけないので、これは早急にやってほしいと思います。必要だったら次回も聞きます。 (2)ですけれども、さっき総務課の職員が書記を兼務しているという答弁ですね。これ法的にできますか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>お答えをいたします。 もう一度申し上げますが、総務課職員が議会の書記等を兼務することを前提に組合運営がされておりますというふうにお答えをしております。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>聞いているのは法的にできますかと聞いているんです。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>法的に申し上げますと、地方自治法では、市町村に、議会に事務局を置くことができる、置かないところについては書記長及び書記を置く、このようになっております。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ちょっとつまみ食いはやめてください、つまみ食いは。地方自治法第138条は、今おっしゃったとおりです、前段は。前段は。しかし、第5号で、事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免するとあります。第6号には、今言った職員は、定数は条例でこれを定める。つまり、第138条を厳格に適用すれば、議長からの辞令がなきゃならないんですよ。しかも条例で、うちの議会の事務局員は何人とする、その結果、例えば今の職員の定数内で兼務すること</p>

佐々木議員 つづき	は可能ですよ。それは可能です。けども、前提条件として、例えば当組合の議会事務局の職員は、例えば3人なら3人という条例が要ります。その条例に基づいて議長が任命する必要があります。それで初めて兼務できるんですよ。議会事務局の書記として仕事ができるんですよ。そこを聞いているんですよ。合法ですか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	再度のご質問にお答えをいたします。 合法、違法という点について、私はお答えすることができませんが、法令に適した、今、取扱いをしているという状況ではない、このように考えています。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	だから、前から言っているように、必要な条例措置すればいいんじゃないですか。ちゃんとうちの議会事務局を設置して、または事務局職員は何人と決めて。だから、事務局をつくるかどうかに関しては、選択肢、まだありますよ。つくる方法とつくらない方法がありますが、少なくとも法令に従う限り、議会事務局、議会の書記を何人にするのか、しかも木津川市さんが入っているから、事務局長、要るんですよ。市の場合は事務局長が絶対要ります。町村の場合は局長は要らないけれども。つまり書記長と書記、書記長、書記を何人にするのかというのを条例化しなきゃならないんです。その上で議長が任命するというのが第138条の趣旨です。そこからいったら今のやり方は間違っています、はっきり言いますが。答弁間違っています。前回の答弁は撤回されますか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	再度のご質問にお答えをいたします。 撤回はいたしません。検討をしている状況でございますので、一定、今ご質問、ご指摘いただいたこと、十分私も理解をしておりますし、そういった形に沿った対応をしていくという必要があるという、必要性については十分理解をしておりますので撤回はいたしません。 以上でございます。

高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	ということは、あれですか、条例もないのに総務課職員が書記を兼務しているという事実、要するに事実行為やね、事実行為を法的に合法と判断をしているということですか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	再度のご質問にお答えをいたします。 先ほどお答えをいたしました、書記長を兼務しているのではなくて、兼務することを前提にということでございまして、前回の定例会で、一般質問でお答えしたのは、そういうしっかりした意識を持って取り組んでいくという答弁だったんだらうと私は理解しておりますし、いずれにしてもよい方向に進めていくというのは、考え方については佐々木議員と考え方は一緒かなというふうに考えております。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	そういう何か言葉遊びやっちゃ駄目ですよ。今の話は、要するに議会事務を行う書記長、書記としての心がけを持ってやっているというのはそらいいでしょう、そこまでは。でも、法的根拠、何もないんですよ。何もない人を心がけだけで仕事させたら、そんなものたまらないじゃないですか、公務員が。そこだけ指摘しておきます。 だから、何遍も言っているように、必要だったら条例化を提案してくださいという話になるわけですよ、それは。法令どおりやりましょうよということは申し上げておきたいと思います。 ホームページに関してはまた相談するということで、ぜひとも相談をお願いしたいと思います。 ちょっとよく分かんなかったけれども、傍聴券の件はなぜ傍聴規則第5条3項を実行しないんですか。もう一遍答えてもらえますか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	お答えをいたします。 傍聴規則によりましては、まず、第4条におきまして、傍聴する者は所定の場所で自己の住所、氏名。

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>(そんなこと聞いていませんの声)</p> <p>もう一度申し上げます。傍聴規則の第4条につきましては、傍聴をしようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入するとなっておりますので、その取扱いを今進めているところでございます。</p> <p>その次の第5条においては、議長が、必要がある場合は傍聴券を交付するというふうになっておりますので、議長裁量によって傍聴券が交付されるものと、このように捉えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>さっき私、傍聴券見ましたけれども、年齢なんか書くところありませんでしたよ。あるんですか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>お答えいたします。 年齢については書くところはありません。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>だから、聞いているのは、何で傍聴規則どおりやらないかを聞いているんですよ。要するに規則に反して事務をやっているわけです。私は、年齢にこだわりは、逆に言えば年齢は要らないと思っています、個人的には。だったら、この年齢記入するというのを省きましょうよ。今日のこの時代、個人情報いろいろと言われている時代に、年齢聞く必要性がほとんどないんだから、そういう検討をしなきゃあかんじゃないかということをおっしゃっていただいているわけで、つまり決まった規則は守りましょうよということと、もしその規則が今に合わないんだったら、それは変える合理性があるんだったら改正しましょうよということを何回も言わせてもらっているんです。</p> <p>それを、サボっておいて、サボっておいて、ルールがあるのにそれを守らないというのは極めて悪質だと、それは。ですよ、それは。だから改正、あかんという気はありませんが、しかしそこはちゃんとあかんルールは変えましょうよということをおっしゃっているわけで、開き直られても困るんです、そこを。だから、ルールでやっていないん</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>ならやる、やる必要ないんやったらそれは改正するという方向が必要だと思っただけ申し述べておきたいと思います。</p> <p>②のほうも、私、聞いているのは、会議規則第125条というのは、会議録は印刷して議員及び関係者に配付するとなっているんです。今の答弁では、全部、発注日と納品日は、それから確定日は分かりました、確定するのは分かりました。配付していないでしょう。なぜしないんですか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>ただいまご質問いただきましたように、定例会の会議録については配付をするというふうになっております。</p> <p>しかしながら、これまでからもお答えしておりますように、これにつきましては、これまでの組合の慣例で配付はしていないというふうなところがございますので、これを踏襲しているというところがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>何度も言いますが、規則を破って慣例でやるということは正しいんですか。確認します。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>再度のご質問にお答えをいたします。</p> <p>正しいとは申しませんが、これは事務局が勝手に決めているわけではありません。議会の皆様で議論をし、そして決められたことであると私は理解をしておりますので、そういった意味では事実上の合意でもってやられているところ、問題はないのではないかと考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>いつの議会で確認されたんですか。</p>

高味議長	事務局長。
金森事務局長	承知はしていません。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	じゃ、今の答弁何ですか。
金森事務局長	いつといたしますのは、まだ木津川市精華町環境施設組合になる以前の恐らく西部塵埃処理組合時代から、そういったことについては慣例として配付はしていなかったというふうに聞いておりますので、その際の組合の中でどのような整理をされたのかというのは私は承知はしていないという、そういう回答をさせていただきました。 以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	私も経験ありますから。配布されていましてよ。 もう一遍申し上げますが、会議規則に書かれていることをやらずに是認するというのは基本的に間違っています。慣例というのはやっぱり変わる可能性があるわけです。少なくとも、それを百歩譲って認めるとしても、2年ごとにここの議員替わりますよね、2年ごとに確認するべきです、それは。こういう慣例でやってきたけれども、この慣例を続けるのか、会議規則どおり戻すのかについては確認しないと。それは怠慢過ぎますよ、そこは。でないよ、よろしいか、申合せも何も書かれていない状態でそんなことやられたら、ほんまに慣例だったか誰も証明できませんよ。特に新しい議員なんて。 だから、今日言いたいことは、決まっているルールを守らずに、慣例とか運用とかそんな言葉で法規を無視してやられるというのは極めてまずいのに、今日の答弁はどっちかいうと開き直った答弁が続いているということです。チェックして必要な例規を見直しますという答弁ならまだ分かります。必要な改正を提案しますとか準備しますとかいうなら分かるけれども、開き直られると話が違いますので、ちょっとここは何とかしてほしいなというふうに思っています。 それと、(5)に関しては、これもう意見だけ申し上げておきますが、2月8日の全協の確認は、出された意見は全議員に連絡するだけだったけれども、今あったように木津川市の議員にしか連絡されていません。という事実があるわけです。だから、言っていることとやっ

佐々木議員 つづき	<p>ていることが違うということです。</p> <p>もう一個、(6)で分からないのは、今日の定例会に議案第4号の継続審査の結果が報告されなければ廃案ですよ。</p>
高味議長	残り時間3分です。
佐々木議員	<p>廃案なりますよ。だから、今日中に決着つけなかったら廃案ですよ。そういう扱いでいいんですね。</p>
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>お答えをいたします。</p> <p>会議が始まりまして、冒頭の議長の諸般の報告でその報告をされております。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	要するに廃案にするということによろしいですね。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>廃案といいますか、先ほどもお答えをいたしましたように、議員の皆様方で継続して議論していこうということで、事実上の継続案件になっております。前回での全協の協議事項を諸般の報告で議長が報告をいただいたということでもありますので、今現在も継続した案件として引き継がれているものと考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	<p>ということは、今日の本会議終わるまでに、もう一遍、継続案件が出てくるということによろしいですか。</p>
高味議長	事務局長。

<p>金森事務局長</p>	<p>お答えをいたします。</p> <p>法的な継続案件の場合は、当然これは、もう皆さん、ご承知のとおりです。委員会に付託をして、閉会中の継続審査をするんです。当然それはその次の定例会で報告をして、それでも採決ができなかったら再度継続してやっていると、これが法的な継続審査です。</p> <p>それができないので、事実上の継続審議をやろうということで、皆さんで意思決定をされたわけです。</p> <p>それを、そしたら委員長報告をどうするんだという議論になって、それについては、議長、やりましょうということになっておりますので、これについては要は言わば事実上の継続審議でございますので、あえて法的な手続を踏むというものではないのかなというふうに考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>もう時間ないから一言申し上げておく。今日の答弁むちゃくちゃですよ、はっきり言って。議案って法的に処理するわけですよ、法令に従って。次の定例会までに、委員長報告というか、要するに継続審査の報告なかったら廃案ですよ、おっしゃるとおり。法的なのはそうだけれども事実上の行為として、そんなむちゃくちゃな話ないじゃないですか。だから議案としてはもうないんですよ、今日中に決着つけなかったら、もう一遍継続しなかったら。</p> <p>ということになりますので、今、今日の答弁、議論にあったように、法のルールを無視して事実上とか慣例とかいったことやられたら、そんなもの公務としての体裁をなしませんから、しっかりと新しい、今日、議会運営委員会できましたから、議運のメンバー中心に、しっかりと法は守って議会運営やってほしいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>これで佐々木雅彦さんの一般質問を終わります。</p> <p>次に、5番目、宮嶋良造さん。</p> <p>宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋良造です。</p> <p>ごみ搬入量の削減と温室効果ガスの削減と題して管理者に質問します。</p> <p>ごみ搬入量の推移と削減について、構成市町では可燃ごみの削減努力をしておりますが、減量目標を達成できていません。</p> <p>今日、議長の許可を得て資料を入れておりますが、木津川市の例を資料1に示しています。</p> <p>事業系可燃ごみも減量が求められていますが、減量目標は明確がありません。事業系ごみの削減の努力をされているのでしょうか。組合</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>の取組はどうなっていますか。 次に、ごみ焼却と温室効果ガス削減について聞きます。 当センターのごみ焼却による温室効果ガスの発生はどの程度でしょうか。温室効果ガスを減らすには、ごみを減らしていくことが大事で、当センターからごみ減量の発信を強める取組が必要ではないでしょうか。プラスチックの焼却は化石燃料を燃やすことと同じであり、温室効果ガスを減らすためには廃プラスチックごみの焼却をやめるべきではないでしょうか。 以上、お答えください。</p>
<p>高味議長</p>	<p>管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>宮嶋議員のご質問にお答えをいたします。 毎年、複数の事業系廃棄物収集運搬許可業者に対しまして、抜き打ちでの展開検査による産業廃棄物をはじめ、不燃物等の混入がないかといった分別徹底による減量化をはじめ、草木については十分に乾燥した状態での搬入を求めるなどの啓発を行い、結果といたしまして、事業系ごみの削減につながる取組をさらに工夫しながら進めてまいりたいと考えております。 そのほかのご質問につきましては、事務局長からお答えを申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>宮嶋議員の2点目についてお答えいたします。 環境の森センター・きづがわにおける温室効果ガスの発生については、施設建設時における環境影響評価におきまして年間約1.17万トンCO₂と予測され、このうち発電による温室効果ガス削減分は約0.34万トンCO₂となっています。廃プラスチックを含むごみ焼却によるところが主な発生原因となりますが、一方で、効率的な発電及び自家消費による消費電力の削減により排出抑制にも取り組んでいます。 本組合の主たる事務は、一般廃棄物の処理施設の設置、管理及び運営に関する事務であり、ごみ減量の取組などの施策は構成市町で主体的に進められるものと考えております。 なお、それらの取組につきましては、本センターの見学などを通じ、構成市町と連携しながら情報発信等に努めたいと考えます。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>宮嶋さん。</p>

<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。 まず、事業系ごみの削減について再質問をいたします。 木津川市、精華町のホームページを見る限りでは、事業系ごみは事業者の責任を言うだけでありまして、具体的な減量目標を定めているわけではありません。 今、抜き打ち調査や草木は乾燥してからという答弁がありましたけれども、ごみを受け入れる当センターとしての積極的な取組が必要ではないかと考えます。 そこで、今答弁のありました抜き打ち調査というのはどういう回数でどの程度行われ、どういう結果が出ているのでしょうか。お答えください。</p>
<p>高味議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>総務課長でございます。 抜き打ち展開検査でございますけれども、こちらのほうは年2回ほど、こちらのほう全炉休炉する際がございまして、そのときに検査のほうを予定させていただいております。 ただし、ここ数年に関しましては、コロナの影響がございまして、集団で作業をする行為でもありますことから、回数につきましては年1回に減らして実施をいたしております。1日数台、来たパッカー車を抜き打ちで調査をするという行為でございます。 主な内容は、ごみをピットに投入する前に、プラットホームというところでごみを展開、開けさせていただいて、それを職員が手作業で各袋を開けて中身を確認して、不燃物等混入している場合は取り除いて、翌日以降に業者のほうにこういうのが入っていたと確認をした上で持ち帰りをし、回っている事業者さんのところにこういうものが入っていたというふうに周知をお願いしたいということで、フィードバックをさせていただいているところでございます。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>そういう努力をいただいているわけですが、先ほど言いましたお配りしております資料の2、上半期だけを取りますと、4年間の事業系ごみの持込み量がホームページから調べられましたので、それをここに記録しておりますが、これを見る限りでは毎年増えている、特に昨年度は増えた量が多いということになっているわけですが、これについて増えている理由というのは分析できますでしょうか。</p>

高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>お答えをいたします。</p> <p>資料2の2022年度、今年度の上半期という表だろうというふう に考えますが、これにつきましては、コロナの第7波が非常に落ち着 きを見せました、社会経済が今年の春から少し回るようになってきま して、事業系ごみが増加傾向、そして、家庭の方も生活が通常に戻っ てきたということで、家庭ごみについては減少傾向というふうなこと がございますので、そういった要因というのは非常に大きいものがある というふうに考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>具体的な精華町、木津川市内のそういう事業系のごみ量を減らす目 標というのは、当センターとしては持っていないわけですね。お聞か せください。</p>
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>お答えをいたします。</p> <p>組合といたしましては、事業系ごみと向き合いますのが事業系廃棄 物収集運搬業者のみとなっております、直接事業者の方々と顔を合 わすことがございません。したがって、事業者への直接的な啓発 についてはやはり構成市町の皆様方にご尽力をお願いしたいと、この ように思うところであります。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>直接的には精華町、木津川市が事業者に対してごみを減らす努力を という呼びかけと同時に、具体的な手だてが必要になってくると思 います。それについては、そこのところではやるわけですが、他の こういう環境施設、ごみ焼却を進めているホームページなどを見ま すと、事業系ごみを減らすためのしおりのようなものをつくっておら れます。ホームページにも紹介があります。具体的には一般廃棄物と 産業廃棄物の区別だとか、ごみ減量に向けた取組、3Rの具体化のよ うなものがしおりになって示されておりますが、そういうものを組合</p>

宮嶋議員 つづき	のホームページに出すということはできますでしょうか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>ホームページの更新につきましては先ほどもご質問いただいておりますが、今年度、進めて取り組んでまいりたいと考えておりますが、ただいまいただいたことにつきましても参考にさせていただき、何をどこまでできるかまだちょっと未知数でございますけれども、しっかり検討してまいりたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>ホームページの検討ということが先ほどから答弁されておりますので、加えて言いますと、先ほどありました抜き打ち調査、検査ですか、の実際の様子だとか、ぜひともお願いをしたいと思います。</p> <p>次に、温室効果ガスを減らす取組について質問をいたします。</p> <p>これについても、先ほどの答弁の中で、構成市町、精華町、木津川市が取り組むべき課題だという部分がありましたが、国は昨年、プラスチック資源循環促進法、略してプラ資源循環法をつくりました、これを焼却施設の視点からどういうふうにご覧になっておりますか。お聞かせください。</p>
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>お答えをいたします。</p> <p>プラスチックごみの分別による減量というところでありましてけれども、処理施設という立場で申し上げますと、この地域管内から発生するごみの成分、ごみのカロリー、そういったものを調査し、それに耐え得る施設の建築をしてきたところでございますので、あまりごみ質が大きく変わるといふふうなところがあるかもしれないと、例えば助燃剤が必要になってくるとか、維持管理、運営についての見直しと申しますか、若干影響が生ずるところがあるのかなというふうには思っておりますが、いずれにいたしましても注意深くこれを見ていかないと、施設の運営に関わるものも今後は大きく出てくる可能性があるのではないかと申すように、少し不安と申しますか、懸念を抱いているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>先ほどの答弁で、熱回収で発電を行っており、温室効果ガス、CO₂を削減しているという答弁がありましたけれども、先ほどの法律の審議の中で、これは昨年の6月の参議院での当時の小泉環境大臣の答弁であります、次のように述べております。</p> <p>残念ながら、日本の国内でまだ熱回収のことをサーマルリサイクルと言っている方が永田町でも自治体の中でもいらっしゃいますので、これは明確に環境省はもうリサイクルの中に入れることはありません、と言っています。</p> <p>このことについてどういうふうにお考えになりますか。</p>
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>お答えをいたします。</p> <p>ただいま環境大臣のコメントをご紹介いただいたんですが、少しおっしゃられている趣旨が正確に理解できていないかもしれませんが、あくまでも私の考えであります、サーマルよりもマテリアル、あるいは発生抑制、リデュース・リユース、そういったものを進めていくべきであると、そういうことをおっしゃっているのかなというふうに思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>今、やっぱり廃棄物行政というのは大きな転換期にあるんだろうと思います。この法律の趣旨であるプラスチック資源を循環させるためには、プラスチックごみの再資源化を進めるということが必要だろうというふうに思うんです。そうすれば、当然まずはプラスチックごみは燃やさない努力をすると、再資源に回せるものは再資源に回すと。もちろんどうしようもないものを、どうしても焼却しなきゃならないものはあるとは思いますが、そういう努力をするということだろうと思うんです。</p> <p>そのためには、これは木津川市、精華町で考えていただかなきゃならない話ですが、ごみ分別を考えて、可燃ごみの中にそういう資源化できるプラスチックごみは入れないということになっていくんだろうと思います。このことを進めることが、結局のところ温室効果ガスを減らすことになるというふうに思うんです。</p> <p>続けて言いますと、ごみ発電を今ここはやっていて、後の決算でも紹介されていますけれども、一定の余剰電力が生まれてそれが売電さ</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>れているし、ここで使う自給率も大変高いものがあるというのは先ほど紹介がありました。</p> <p>しかしながら、これも昨年の国会質疑の答弁であります、政府答弁ですが、ごみ発電のCO₂削減効果はプラスチック1トン当たり約0.7トン、リサイクルした場合のCO₂削減効果はプラスチック1トン当たり2.1トン、すなわち3倍、リサイクルのほうがCO₂削減効果が大きいと答弁されております。</p> <p>この地域でもプラスチックごみの焼却をやめる方向に進むべきではないかと考えますが、いかがですか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>お答えをさせていただきます。</p> <p>法律の制定趣旨につきましては今お聞きをさせていただきましたが、十分、環境行政、環境施策、そういったものの動向をしっかりと見極めてまいりたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>もう一般質問終わりますけれども、事業系ごみの削減を当組合でも取り組んでいくということと、プラスチックごみの焼却はやめて再資源化を目指す、そのことを求めまして私の一般質問を終わります。</p> <p>以上です。ありがとうございました。</p>
<p>高味議長</p>	<p>これで宮嶋良造さんの一般質問は終わります。</p> <p>以上で一般質問を終わります。</p> <p>ただいまから3時まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(14:50)</p> <p style="text-align: center;">《休憩》</p> <p style="text-align: right;">(14:58)</p> <p>少し早いですが、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>日程第5、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>管理者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>承認第1号「令和3年度木津川市精華町環境施設組合一般会計補正予算第1号」につきまして、ご説明をさせていただきます。</p>

<p>河井管理者 つづき</p>	<p>令和3年度木津川市精華町環境施設組合一般会計補正予算第1号につきましては、年度末の事業費確定などによりまして緊急に予算の整理をする必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。</p> <p>補正予算の額でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,423万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,159万1,000円としたものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせていただきます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>それではご説明をさせていただきます。</p> <p>承認第1号、専決処分の承認を求めることに関しまして、令和3年度木津川市精華町環境施設組合一般会計補正予算第1号の内容につきまして補足説明をさせていただきます。</p> <p>予算整理の基本的な考え方ではありますが、歳入予算は、年度末におけるごみ処理手数料や余剰電力の売却益など、できる限り捕捉し、補正することといたしました。</p> <p>歳出予算は、特定財源が伴う事業につきましては、歳入予算の捕捉と整合するよう補正することといたしました。</p> <p>また、構成市町からの分担金など、一般財源による事業につきましては、予算残額を原則として10万円単位で減額することとし、委託料、塵埃処理費に係る消耗品費・修繕費は100万円単位で不用額を減額することといたしました。</p> <p>そして、予算を計上しているにもかかわらず執行していないものにつきましては、細節単位ごとに、その全額を減額することを基本に補正することといたしました。</p> <p>まず、各種事業の概要説明により、歳出予算の補正内容につきましてご説明いたします。</p> <p>1 ページ上段の事業名、議会運営事業費につきましては、執行状況を踏まえ3万9,000円の減額をいたしました。</p> <p>その下段の事務局運営事務事業費については、定期の人事異動による職員給与等の差額、需用費や委託料の不用額などを合わせ95万6千1,000円の減額をいたしました。</p> <p>2 ページ下段の環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立事業費については、余剰電力の売却益の全額と、ごみ処理手数料のうち10キロ当たり25円分を財源として基金に積み立てることとしておりますので、当初予算と比較し、余剰電力売却益について65万8千3,0</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>00円の増、ごみ処理手数料について54万9,000円の増がそれぞれ見込めることとなったので、713万2,000円を増額補正いたしました。</p> <p>3ページ下段のごみ焼却処理事業費については、瑕疵担保期間終了に伴う施設建設事業者との協議・交渉により、当該年度着手予定業務の前倒し、瑕疵対象としての補修工事の実施などが功を奏し、歳出予算、とりわけプラント設備定期保守委託料1億円、また、修繕費等を含む需用費2,720万円の減額などに伴い、合計で1億5,360万円を減額補正いたしました。</p> <p>4ページ上段のごみ焼却外処理負担事業費については、小動物の死体処理などの費用の確定に伴うものでありまして、447万8,000円を減額補正いたしました。</p> <p>次に、歳入予算の補正についてご説明させていただきます。 予算書6ページをご覧ください。</p> <p>1款 分担金及び負担金について、構成市町の分担金については、先ほど歳出において説明をいたしました瑕疵担保期間終了に伴う取組などの効果により、合計で1億4,455万6,000円を減額補正いたしました。</p> <p>その結果、木津川市に負担いただく分担金については、普通分担金と撤去分担金を合わせ9,606万4,000円の減額となり、補正後の木津川市の分担金の総額は1億9,747万6,000円となりました。</p> <p>精華町については、4,849万2,000円の減額となり、補正後の精華町の分担金の総額は9,957万8,000円となりました。</p> <p>また、負担金については、小動物の死体処理など経費の減額に伴い447万8,000円を減額補正いたしました。</p> <p>2款 使用料及び手数料については、令和3年9月の奈良市家庭系可燃ごみの一時的な受入れや、事業系一般廃棄物の増加などによりまして、628万9,000円を増額補正いたしました。</p> <p>4款 繰入金については、財政調整基金の繰入れが全額不用となったことから減額補正をいたしました。</p> <p>以上で、専決処分を行った令和3年度木津川市精華町環境施設組合補正予算第1号の補足説明とさせていただきます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑につきましては歳入、歳出ごとに行います。 まず、歳出から行いますが、必ず予算書または資料の何ページかを示していただいた上でお願いいたします。 それでは歳出について質疑ございませんか。 宮嶋さん。</p>

<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。 予算書の9ページと11ページの説明欄にあります職員手当の時間外勤務手当の削減、30万円と140万円ですから合わせて170万円の減額について説明をいただけますか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>総務課長でございます。 ただいまご質問の時間外手当でございますけれども、それぞれ2つございますが、まず9ページの時間外手当につきましては主に総務課職員の時間外手当でございますして、年間の総時間数をかなり圧縮ができたということで、実績に基づきまして30万円の減額をしたと。特に、通常時、コロナ時が収まりましたら、土曜日、日曜日等の施設見学等も企画しようということもいろいろと検討しておったところでございますけれども、そういった事業もなく通常の時間外勤務だけで済んだということで、減額に至ったということでございます。 それから、11ページのほうにございます140万円の時間外手当の分につきましては、こちらは施設課、現場のほうの職員に対して予算を計上しておったものでございます。これにつきましても、そういった時間外、あるいは土・日勤務、そういったものが発生しなかったということで、全て減額をしたという内容でございます。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほかございませんか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>幾つかありますのでお願いします。 1点は議会費関係なんですけど、予算書の9ページにありますけど、というか資料の1ページの上段にありますけれども、これ全部、要するに皆減というのはゼロになったということの意味しますよね。ただ、本当に議会費関係で、議長交際費はもしかしたらゼロの可能性が高いと、あり得ると思うんですけども、消耗品費や通信運搬費がゼロというのは一体本当なのかという話になりますよね。これだと議会は何もしていない、報酬だけもらっているという話になりますので、当然これは、何かと兼務でやっているとしても、議会費として支出をすべき行動というか、その業務というのはあるはずなだけども、何でこういったような、ゼロ、1円も出していない、使っていないということになるのかというのが1点目であります。 2点目は、同じく予算書の9ページにありますけど、皆減となっている中で、情報公開等の審査会の報酬も全部削りましたよね。ただ、同時に、これは国のほうの法律の関係ですが、上位法である個人情報保</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>護法の全面施行を来年度に控えていて、今年度中に各自治体が持っている個人情報保護法の何らかの改定をせざるを得ない事態になっているはずなんですよね。もしうちの組合がその対象外というんだったら分かるんだけど、恐らく対象外じゃないでしょう、その対象に入ってくる可能性は高いですよ。</p> <p>何が言いたいかというと、今、全国的に各自治体は、個人情報保護条例の改定作業に向けて、実務的な改定だけじゃなしに、このような審議会に意見を聞くだとか、また審議会が議論をする前提として、今どんな方向で法が改定されようとしているのかといったいわゆる動向ですよ、関連の動向をしっかりと審議会メンバーが学び、要するに研修をして今年度末に備えるということがされているんですが、これは、去年、昨年度の補正予算ではあるけれども、それは全くやっていなかったという話になるのかどうかですよ。今年度中にやらなきゃならない条例改定に向けて、全く取り組めなかったのかどうかというのが2点目です。</p> <p>それから予算書の10ページ、資料については1ページですけども、研修会費と自動車重量税もさっきあったように10万円の減額になっていますよね。研修会費は決算を見る限り1万5,000円のみ支出、自動車重量税は6,600円のみ支出になっているわけです。あまりにも執行額と削減額の差が大き過ぎると思うんです、印象としてね。例えばこれが20万円組んで15万円執行して5万残ったというのだったら残ったのかなと思うんだけど。しかも自動車重量税というのはかなり正確に想定できますよね、額は。車の台数と比例するわけだからできるんだけど、なぜこんなような大幅減額というのが発生するのかという点が、この2点が3点目です。</p> <p>4点目は、最後にあります、13ページにある組合債の利子なんだけれども、これも約半分減っていますよね。これとてやっぱり借りたお金を返すんだから、返すための利子なんだから、ほぼ正確に予測できる数字ですよ。なのに何で半分も減額されるのかというのが極めて疑問ですが、その4点、よろしくお願いします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>総務課長でございます。</p> <p>まず1点目、議会費の皆減でございます。こちらのほうは、佐々木議員のほうからご指摘あったように、議長交際費のほうは実質なかったということで、皆減という形になります。</p> <p>あと、消耗品費、通信運搬費につきましては、今ご指摘にもありましたように、我々の職員が、事実上、総務課のほうと兼務作業をして、事務用品等につきましても同じものを使っているという実情はございます。その中で、消耗品費につきましても、特に議会専用で何かを行うというような形がなかったものですから、このような形になっ</p>

松井総務課長
つづき

ております。ただし、こちらにつきましては、今後、今回の議会からも適用という形になっておりますけれども、資料の配付でありますとか議会としての活動として明確な部分がございますので、こちらにつきましては、消耗品費、しっかりと予算計上した中で活用、こちらのほうの執行についても行っていきたいというふうに考えているところではございます。

通信運搬費につきましては、この3,000円、主に予定としては切手代でありますとかそういった通信運搬に使うもので、別建てで費用の必要なものというふうなものを予定しておりますけれども、そういったものが発生しなかったということで、皆減にさせていただいているところでございます。

2点目の情報公開の関係でございます。これもお話にありましたように、令和3年度につきましては常設で審議会委員を委嘱することがなかったということで、当然、委員報酬についてはお支払いがないという形で手続を踏んでいるところでございます。

最後にありました、今年度、個人情報の関係のいろいろな規定の改定、これにつきましては、我々も当然これに向けて、今、鋭意手続を進めているところでございますので、整いましたらまた議会のほうにも議案として上程をして、審議のほうをお願いしたいということになるかと考えております。

それから3点目、研修会費と重量税の関係でございます。

研修会費につきましては、それぞれいろんなところに研修へ行って、その分の費用を当然見込んでおりますけれども、コロナの関係で、そういった出向いての会議、あるいは予算を伴う部分でのそういったところになかなか思うとおりには参加、あるいは実施がなかったということもございますので、令和3年度につきましては少し額が大きな額になりましたが、そういったところに参加ができなかったということで、それに見合う減額をさせていただいているところでございます。

また、車の重量税につきましては、こちらのほうは、当然、公用車、決まっております、税のほうも見込んでございますが、その支払い部分といいますか、予算立ての部分で、この内訳を少し誤ってといいますか、重量税ではない部分で本来上げたほうが適切ではないかというような予算を取っていたものが一部あったということもございまして、そういったものを適切に予算のほう配分をして執行した結果、重量税が10万円不用になってきたということでございます。

それから一番最後、公債費の部分でございます。こちらのほうは、令和2年度に借入れをする起債がございましたけれども、それが年度末になったということで、令和3年度予算を立てるときにはまだ見込みで当然立てる必要があったという形になります。予算でございますので、あまり当然少額で予算を組むわけにもいかないということで、一定状況を見ながらの率で予算を組んだところ、低利の利子でお借りすることができたということで、その差額分を補正したものでございます。

松井総務課長 つづき	以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	<p>分かりました。今のご答弁の中で幾つか。例えばせっかくつくっていただいている資料がありますよね、各種事業の概要説明ということでもありますね。この中に、せっかく、今の一番最後に、例で言えば、一番最後の組合債の利子償還の関係でいけば、こんな幅があるのに僅か一行しか書かれていませんよね。今、課長さんからあった説明をここに書いてもらえれば、私の質疑は要らなかったわけですよ。なので、数字は当然必要だと思いますけれども、なぜこういう増または減が発生したのかというのを簡単に、分かればできれば記入をいただきたいし、できれば今日発足した議運でも議案書の記入方法についての議論もできればお願いしたいと思っておりますが、結構です。</p> <p>議会費の関係なんですけれども、やっぱり解せないですよ。1円も出ないというのはね。これ、さっきの議論と、一般質問の議論と関わってくるわけですよ。総務課職員さんが議会の仕事を兼務してやっている、もしそれを100%貫徹すれば議会費の消耗品費だって発生しないわけですよ。それは総務課の予算でやりますよということにしてしまうんだったら議会費は発生しなくなりますよね。でもそれはやっぱりおかしいですよ。執行側、当局側の予算と議会側の予算というのはやっぱり別建てです。そういった意味で、いわゆる二元代表制というか、を設定するのであれば、実際には、実際払っているのは、払っている先は1個かもしれないけれども、それを案分するか、例えば1万円払っているのを、要するに執行部側では8,000円で、2,000円を議会費から出すとかいったようなことをやらないと、丸々、議会は何もやっていないかという話になってきますので、この点を今後どう考えるかですよ。さっき申し上げたように、議会費の消耗品費を総務関係予算で賄うことができ、それが分も発生せずにできるんだったら、お金の数字分離ができると思うんだけど、処理としては正しいとは思えないんですけれども、その点をどう考えるのかというのがお願いしたいと思っております。</p> <p>あと、今ちらっと、よく分かんないけれども、自動車重量税のほうは、重量税以外の費目で払ったほうが妥当なお金の支出があったので、そちらで払ったがゆえにこの項目からは大幅に残ったみたいな話があったんですが、じゃ何の費目で払ったのかというのになるわけですよ、そしたら。その点についてお願いしたいと思っております。</p>
高味議長	総務課長。

<p>松井総務課長</p>	<p>総務課長でございます。</p> <p>まず1点目、議会費の執行でございます。こちらのほうは、今ご指摘にもありましたように、消耗品費、例えば、1つ言えば用紙代、こういったものも当然分けてすべきものという細かい話もあろうかと思えます。そういった部分については、しっかりと議会費のほうの執行についても、今後していきたいというふうなことで考えておりますので、ご理解いただければと思います。</p> <p>それから2点目の重量税の部分でございますが、これは車検時に発生する修繕費用、それから公課費用、そういったもの全て、施工していただいた業者さんからは1つの請求書で来るんですが、それを分割して、修繕費で賄うところ、それから公課費で賄うところ、それぞれ区分して執行をするようにしております。それを予算時に少し上回った部分でつけてしまっておったので、修繕部分、そういった部分については公課費ではなくて違う部分で執行するのが妥当ということもございまして、そういった部分を別のところで支払った結果、この差額が生まれてしまったということでございます。これについては以後しっかりと注意していきたいと考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほかございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ歳出についての質疑を終わります。 次に、歳入についての質疑を行います。 この件につきましても、ページ数をおっしゃっていただいて、移りたいと思います。 歳入について質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑を終わります。 討論を行います。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ討論を終わります。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>したがって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、認定第1号「令和3年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 管理者から提案説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>認定第1号、令和3年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>令和3年度の木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算につきまして、議会の認定を求めるため提案するものでございます。</p> <p>令和3年度の歳入歳出決算の概要を申し上げます。</p> <p>まず、歳入の総額につきましては5億3,159万292円で、前年度より29.14%の減少となりました。</p> <p>また、歳出の総額につきましては5億2,487万9,692円で、前年度より29.47%の減少となりました。</p> <p>結果、歳入歳出の差引き残額は671万600円の黒字決算となり、このうち370万円を財政調整基金に繰り入れ、残り301万600円を令和4年度に繰り越しました。</p> <p>以上が決算の概要でございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせていただきます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>それでは、認定第1号、令和3年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の内容につきまして補足説明をさせていただきます。</p> <p>まず初めに、決算書によりまして令和3年度の決算の概要をご説明させていただきます。</p> <p>決算書の1ページから4ページまで、歳入歳出それぞれ款・項別の内訳を記載しております。</p> <p>記載のとおり、令和3年度の決算の総額につきましては、歳入の合計が5億3,159万292円に対しまして、歳出の合計が5億2,487万9,692円となり、歳入歳出の差引き額が671万600円となりました。</p> <p>このうち、地方自治法第233条の2の規定に基づきまして、財政調整基金に370万円を繰り入れることといたしました。</p> <p>以上が決算の総額の概要でございます。</p>

金森事務局長
つづき

次に、決算の内容につきまして、成果の説明書によりましてご説明をさせていただきます。

成果の説明書の2ページの第2表をご覧くださいと思います。
歳入の概要についてご説明をいたします。

歳入総額5億3,159万292円の主なものは、分担金及び負担金並びに使用料及び手数料でありまして、分担金及び負担金につきましては、歳入総額の58%に当たる3億842万8,527円、昨年度と比較いたしますと、瑕疵担保終了に伴う新たな維持管理費用の発生により分担金が増加したことなどにより、15.4%の増となっております。

また、使用料及び手数料については、歳入総額の35.1%に当たる1億8,647万6,673円で、令和3年9月に一時的に受け入れた奈良市家庭系可燃ごみや、事業系一般廃棄物の増加により、昨年度と比べ4.8%、861万8,934円の増となりました。

続きまして、3ページの第3表をご覧ください。

歳出の概要につきましてご説明をさせていただきます。

歳出合計額5億2,487万9,692円の構成比につきましては、昨年度とほぼ同様であります。歳出の82%を占める衛生費については、打越台環境センター解体・撤去工事費の皆減により、前年度対比で31.2%減少しております。

続きまして、主要な事業について、その概要をご説明いたします。

まず最初に、8ページ上段、事務局運営事務事業費でありまして、昨年度対比で618万2,502円の減となっております。

主な要因は、昨年度決算の内容から、撤去整備基金積立精算還付金並びに公用車の備品購入費の皆減などによるものであります。

下段の環境監視委員会運営事業費につきましては、年3回の委員会開催をお願いし、16万8,680円となりました。

9ページの上段につきましては、基金利子積立事業費でありまして、表中のとおり、それぞれの運用益につき各基金に積み立てました。

9ページの下段につきましては、環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立事業費でございまして、令和2年度から、余剰電力売却益の全額に加えまして、一般廃棄物処理手数料対象搬入量に応じて10キロ当たり25円分を基金に積み立てておりまして、昨年度と比較し、124万963円増の4,888万1,487円を積み立てました。

11ページ上段は、清掃総務事務事業費でありまして、昨年度と比較をし、昇給等に伴う人件費の増により、97万3,311円増の9,266万4,322円となっております。

11ページの下段のごみ焼却処理事業費につきましては、6,831万6,797円増の3億2,648万4,768円でありました。

この増加要因といたしましては、施設の瑕疵担保期間が終了した令和3年9月以降は、本組合が定期点検・補修に係る経費を全額負担することになり、令和3年度においてはプラント設備定期保守として

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>6, 237万6, 600円の新たな負担が発生するなど、合わせまして3億2, 648万4, 768円の決算となりました。</p> <p>12ページ上段はごみ焼却外処理負担事業費でありまして、大阪湾フェニックスの負担金のほか、乾電池処分、小動物死体処理、伊賀市への環境保全負担金など、決算額は1, 137万5, 387円でありました。この経費につきましては、構成市町から発生したそれぞれの量に基づき応分の負担をお願いしております。</p> <p>12ページ下段は、令和元年度と2年度に借り入れました打越台環境センター施設撤去事業債、3億6, 210万円に係る令和3年度の利子償還額であります。</p> <p>以上で令和3年度歳入歳出決算のご説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議の上、認定いただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>続きまして、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。</p> <p>高岡監査委員。</p>
<p>高岡監査委員</p>	<p>監査委員の高岡です。</p> <p>令和4年10月26日に管理者に提出いたしました令和3年度の本津川市精華町環境施設組一般会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査結果につきまして、お手元の審査意見書により述べさせていただきます。</p> <p>なお、本意見書は西井代表監査との合議によるものでございます。それでは、意見書の1ページをご覧ください。</p> <p>審査の対象は、令和3年度本組一般会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに基金運用状況でございます。</p> <p>審査は、令和4年10月17日に環境の森センター・きづがわにて実施いたしました。</p> <p>審査の方法といたしましては、管理者から送付を受けました一般会計の歳入歳出の決算書等が関係法令等に準拠して調製され、これらに記載された正確性、予算執行が適正かつ効果的に行われているかというところを確認するために、各関係帳簿、証拠書類等を照合を行い、職員から説明聴取を行うなどして審査を行いました。</p> <p>審査の結果といたしましては、付された会計の歳入歳出決算書等は、関係法令等に準拠して調製されておりまして、審査した範囲におきましては、その計数は、関係帳簿等と照合した結果、適正に表示、処理されているものと認められ、総括的には適正に執行されていると認められました。</p> <p>また、基金は、設置目的に沿いまして適正に運用されていると認め</p>

高岡監査委員
つづき

られました。

審査の概要につきましては、意見書の2ページから11ページにかけて記載しております。

業務の状況につきましては、令和3年8月末の施設に係る瑕疵担保期間満了時におきまして、全体的な補修箇所の確認や補修等を実施するなど、維持補修及び安定稼働に努めておりました。

また、令和3年9月におきましては、奈良市の清掃工場が全炉停止となり、奈良市の依頼に基づきまして、一時的にですが、家庭系の可燃ごみを受け入れています。その結果といたしまして、令和2年度と比較しまして0.7%増の2万3,771トンを受け入れました。

なお、奈良市分を除きますと約0.5%の増加でございますが、令和2年度に見られたようなコロナ禍を背景といたしました影響は、一定標準化してきたものと考えられます。

続きまして、決算状況は、令和2年度に打越台環境センター解体・撤去工事が完了したこともありまして、歳入の決算額は5億3,159万292円で、前年度と比較しますと29.1%減、歳出決算額は5億2,487万9,692円で、昨年度と比較しますと29.5%の減となっています。

なお、形式収支及び実質収支額は、いずれも671万600円の黒字となっております。

続きまして、歳入、歳出の状況、ごみ処理の原価計算及び発電・受電状況並びに財産に関する調書につきましては、3ページから11ページに記載しておりますが、先ほど事務局からの報告もありましたので、説明を省略させていただきます。

むすびといたしまして記載しておりますので、その要点をご説明させていただきます。

最初に、歳入、歳出についてでございます。

手数料収入につきましては、奈良市の家庭系可燃ごみの受入れや草など、事業系一般廃棄物が増加したことなどから、前年度に比べまして861万円増加いたしました。

なお、手数料の増加は、財政上、有利に働くものの、一時的なごみの増減は焼却時のごみ質への影響も懸念されます。効果的で安定した運転管理に努めていただきますようご指摘をいたしました。

また、一方、計画的な運転計画に基づきまして、夏場を中心といたしまして発電と受電の低減に努めたことによります歳入の確保と歳出の削減につながったことを評価いたしました。

今後、施設の維持管理や、打越台環境センター解体・撤去に係る起債償還など、多額の費用負担が見込まれる事業に対しましては、構成市町の分担金負担にも影響を及ぼすことから、基金の有効的な効果的な活用を検討するようご指摘いたしました。

続きまして、環境の森センター・きづがわの運転・維持管理については、令和3年9月以降も続きまして民間事業者へ委託はしているところではございますが、当該民間事業者との連携・情報共有が欠かせないものとして留意し、引き続き努めるようご指摘いたしました。

<p>高岡監査委員 つづき</p>	<p>続きまして、昨年度におきまして職員1名が懲戒免職、2名が口頭による嚴重注意を受けたという懲戒処分等がなされました。今後このような事態が発生しませんようご指摘させていただきました。</p> <p>続きまして、新型コロナウイルス感染症防止の徹底及び事業継続の確保についてでございます。</p> <p>当施設、環境の森センター・きづがわは、濃厚接触者や感染者発生時の事業継続体制などは整理されておりまして、ごみ処理という日常生活に欠かせない施設でもございます。健康管理に努めるようご指摘させていただきました。</p> <p>続きまして、ごみ減量化に向けた環境学習についてでございます。</p> <p>ふだんなかなか目にすることができませんごみ処理施設の現場を直接見て、感じていただきたいという施設でもありますことから、積極的な情報発信や施設見学の受入れに努力するよう、特に次世代の子供たちに発信できるようご指摘いたしました。</p> <p>最後に業務上横領に係る損害賠償請求についてでございます。</p> <p>平成22年8月に判明いたしました被害額と延滞損害金を合わせた損害賠償金の総額は、令和3年度末時点におきまして1,479万9,740円となっております。引き続き損害賠償金の徴収と滞納整理に向けて努めていただきますことをご指摘させていただきました。</p> <p>以上で令和3年度本組合の一般会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査結果の報告を終わります。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより質疑を行います。</p> <p>質疑につきましては歳入、歳出ごとに行います。</p> <p>まず、歳出から行いますが、先ほども言いましたように、決算書または資料の何ページかを示していただいた上でお願いいたします。</p> <p>それでは、歳出について質疑ございませんか。</p> <p>宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。</p> <p>1つ目は、成果の説明書6ページ、令和3年度は前年度と比べ工事請負費がありませんでした。それを令和2年度から差し引いて塵芥処理費を比較しますと、5,839万5,779円増えております。その理由は、先ほど説明がありました瑕疵担保期間の終了により負担が増えたということでありました。そのことは分かりました。</p> <p>気になるのは、説明書の6ページにあります令和4年度の予算、同じ項目が5億5,450万5,000円とあります。今審議しております3年度決算と比べますと、2億1,664万円ほど増えるということになります。現在の塵芥処理費の執行状況がどうなっているのかご説明をいただきたいと思っております。</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>2つ目は、決算書12ページと16ページの備考欄にあります職員手当の中の時間外勤務手当の項目がありません。先ほどの案件で、補正予算のところで大幅に減らしたということがありますが、それでも予算上は残っていたわけですが、それをも執行しなかったと、要するに時間外勤務はなかったということなんでしょうか。ご説明をいただきたい。</p> <p>3つ目は、決算書の14ページと16ページに職員の健康診断の委託料が計上されております。先ほどの監査委員さんからの報告にもありました、コロナ禍の中で十分な健康管理でという話もありましたが、この健康診断は全員が受けられたということでしょうか。そしてその結果、要検査、再検査が必要な方はどの程度おられたのか、そして再検査は受けられたのかというような、職員の健康状況についてお聞かせをください。</p> <p>4つ目は、監査委員にお聞きをするわけですが、監査報告書、監査意見書の11ページに余剰電力の売却についての記述があり、引き続き確保に努められたいと書かれております。</p> <p>先ほどの一般質問でも指摘をしましたが、余剰電力の売却を進めようとするれば、もっとごみを燃やして、とりわけ廃プラスチックごみを燃やして電力を売れということになるのではないかと。そういう指摘なのか、これでいいのかという疑問がありますので、それについてお聞かせをいただきたい。</p> <p>以上であります。</p>
<p>高味議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>総務課長でございます。</p> <p>ただいまのご質問1点目、工事請負の関係で、塵芥処理の中の今年度の執行状況ということでございました。誠に申し訳ございません、令和4年度の現時点での執行状況、手元に資料がございません。ということで明確なお答えはできません。</p> <p>この差額につきましては、先ほどもありましたが、大きな差額がございしますが、この主な内容は、表中下のほう、中段より下でございまず、運転維持管理業務費ということで、前年度2億1,482万9,450円、この部分が3億8,456万9,000円になっております。この内容は、ここの瑕疵担保が切れまして、昨年9月から維持管理を結んでおりますけれども、これが、昨年度は9月以降の部分、今年は4月からの1年分という形での増額になっている影響の部分でございまずので、必ず年内に執行するという部分になってございまず。</p> <p>それから2点目でございます、時間外の状況でございまずけれども、16ページにございまず手当のところの時間外、記載がありませんのは執行がなかったということでございまず。</p> <p>3点目、健康診断につきましては、私ども、組合の規定によりまし</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>て年2回受診をしております。1つ目は構成市町のほうに伺いまして集団での巡回健診に参加をする、もう一点は組合独自で、昨年度でありましたら山城病院のほうへ受診をさせていただくということで、年2回全職員が受診をしております。結果につきましても全てこちらでいただいて、その中で、人数も私ども限られているものですから、要検査が何人であったとかいう部分につきましては、申し訳ございません、ちょっと明確なお答えをさせていただくのは控えさせてもらおうと思っておりますけれども、要検査の者もおります。その者につきましては、当然結果に従いまして受診勧奨をさせていただいているというところでございます、きっちりと健康管理をするように努めるようにこちらからは申し上げているところでございます。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>高岡監査委員。</p>
<p>高岡監査委員</p>	<p>監査委員の高岡です。 宮嶋委員のご指摘にご答弁させていただきます。 余剰電力の確保のところなんですが、やはりごみが増えればもちろん売電の量も増えると思われませんが、限られた期間、特に夏場ですかね、太陽の光の強いときにしっかりと売電の余剰電力を確保するという意味もございますので、決してごみを増やしてもっと燃やせというものではなくて、ごみの減量化にも努めながら、限られた地球環境の保全、太陽の光を浴びてしっかりと電力をためるという意味でございます。 以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋委員</p>	<p>再質問します。 1点目のことで、令和4年度の塵芥処理費の執行状況は分からないけれどもということでしたが、令和3年度は、瑕疵担保期間が終了する前に一定のことができたから、先ほどの補正予算で減額ということもあったわけですが、今年度はそういうことがないということは、令和3年度、今、決算をやっておりますが、令和4年度の決算は、この部分、塵芥処理では大幅に増えるという、そういう理解をすればいいのでしょうか。お聞かせをください。</p>
<p>高味議長</p>	<p>総務課長。</p>

<p>松井総務課長</p>	<p>総務課長でございます。 塵芥処理費のうちの、先ほど申し上げましたうち、運転維持管理業務というところの予算の一番主要な項目となる部分でございますけれども、令和3年度につきましては、まだ契約前でございますので、当然予算ということでお願いをさせていただいて、決算と少し開きがあったというのは先ほどご説明を申し上げたとおりです。令和4年度は、契約を済ませた後に予算のほうを上程いたしておりますので、この予算額につきましては委託料が確定したものを計上しておりますので、これが大きく増えることは今のところ考えていないというところでございます。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほかございませんか。 佐々木議員。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>幾つかありますのでよろしくお願ひします。 監査委員さんというか、まず、今日の決算審査報告に代表監査委員さんが来ていないのがなぜかというのが1点目です。 2点目は、監査委員さんをお願いしたいのは、意見書の10ページだと思ふんですけれども、要するに、本組合の決算書の中にも同じような書類はあるんですが、決算書でいえば説明資料の一番最後のほうですけれども、行政財産がゼロなんですよね。なしになっています。行政財産ゼロ。特に、言ってみれば、決算審査報告の10ページの下のほうにあるのは行政財産ゼロなんです。なぜ行政財産ゼロなのかということなんです。その理由がよく分からないんです。もうちょっと言えば、組合議会の令和2年11月20日の本会議で、この案件というのは要するに打越台の施設の財産処分の関連の審議なんだけれども、そのときに当時の局長が、普通財産のうち、行政財産の処分の際に、議会の議決の対象となりますという説明の仕方をしてるんですよ。ところが、これ学術的にいえば普通財産と行政財産は別物ですよ。公有財産のうちに行政財産と普通財産があつて、というのが範疇というか、その仕分になると思ふだけだけれども、とにかく聞きたいことは、行政財産とか公有財産がゼロですよ。だから決算説明書の一番後ろの20ページにも、一切本庁舎からゼロなんですよね。これでは上半分、20ページの表の上半分、本庁舎とかその他行政機関だとか公用公共用財産、ここまでが通常でいう行政財産です。そこから下が普通財産と大体仕分されるものです。という前提の下に、もう一遍言いますが、行政財産がなしというのは、どんなからくりなのかというのが2点目です。 3点目は、同じく意見書の11ページの中の下のほうに、年度間における負担の平準化という表現が出てきます。言っていること、分からないではないんですが、一番下のほう、11ページ、一番下のほう</p>

佐々木議員
つづき

に、意味が分からないです、意味するところが。年度間における負担の平準化というのは、何を具体的にどういう方法を取ったらいいのかというようなことを求めておられるのか、ちょっと具体的に説明をお願いしたいと思います。

4点目は例規の関係ですが、監査基準の中に、例月出納検査の結果を議会及び管理者に提出するというのが監査基準第13条の3項にあります。これまでの議会のやり取りでは、議長には提出しているという答弁がありました。しかし、議長以外の議員には内容も知らされていないし、見に行こうと思っても、いつ例月出納検査があったというのは、去年の分に関しては、今しか知らないんですね。今の決算資料にはいつやったと載っているけれども、当年度中には全くその情報は知らされません。これでは、事実上、議会の監視機能というのを果たせないわけですが、現状の取扱いでいいのかどうかということに関してお伺いをしたいと思います。

5点目は、例規40ページにある監査基準の第2条、第7条なんですけれども、第2条に、財務監査、行政監査、決算審査、例月出納検査、基金運用審査というのがあります。しかも、第7条には監査計画をつくりなさいというのがあるんです。これ、条文を読むと義務規定なんですよ。監査計画つくるのは義務規定のはずです。監査計画というのがあるのかどうかというのが5点目であります。

6点目については、議会の委託費、決算の12ページですが、これについても、この間のうちの議会の運営というのは、本会議と、もう一個、全員協議会を、いいか悪いか別にしても、全員協議会を併用しているんな審議をさせてもらっているわけですよ。現在のホームページには定例会の、いわゆる本会議の会議録はあります。あるんですけども、全員協議会の会議録はないんですね。アップされていません。先ほどの一般質問の答弁では、全員協議会の会議録もちゃんと作成をしているという答弁があったわけですが、確定しているという答弁があったわけですが、なぜ、そうなっているのに、全員協議会の会議録が対象とならないのか、その理由をお教えいただきたい。逆に言えば、両方読まないで一貫性が分からないんです。私たちはこの場にいるから分かっているけれども、それ以外の方が仮に会議録読もうと思っても、両方の会議録を併せて読まないで、その連続性がなくなっちゃうわけですから、訳分かんなくなります。なぜ、全員協議会の会議録、あるのに載せないのかというのが6点目であります。

7点目については環境監視委員会の件ですが、3回開催されたとなっています。ただ、この決算の額と人数と比較すると、延べ4人欠席されていますよね。ということになります。一体各3回の監視委員会の出席人数は何人だったのかということと、それから、この環境監視委員会の方に報酬を払うことは、別にそれがあかんとは思わないんだけど、額または支出根拠がどこにあるのか。報酬をお支払いする支出根拠はどこにあるのか、ちょっと不勉強ですので教えてください。

8点目に関しては基金の運用です。決算書14ページ、予算書では

佐々木議員
つづき

予算では19万1,000円が基金運用の積立額として載っていますが、決算は13万3,000円と5万8,000円届いていません。届いていないんだけど、説明資料を読むと、説明資料の9ページに、2つの銀行とJAさん、3つの金融機関に預けたとなっていますよね、各基金を。預けているんですよ。それはいいんだけど、ところが利率を見ると0.002%が最低で0.11%が最高です。3種類あります。あるんだけど、最高の0.11%という預金の総額、延べの額だけでも、これは基金を預けた額の約4割、39%しか相当しません。0.004%という2つ目の高いやつは8.4%しか相当しません。一番低い0.002%というのが約53%、52.6%なんですけれども。要するに一番低い率のところには過半数のお金を預けているわけですよ。その結果、予算で組まれた基金積立額が確保されていないということです。しかも、計算をすると、0.002%と0.11%の差というのは55倍です。つまり、0.002%を0.11%に借り換えれば55倍の利子が入ってきたということになるわけですよ。なぜ、予算を組みながら、19万1,000円という予算を組みながら、これだけ積立利子を得ることができなかったのか、何でこんな0.002%という一番低いところに過半数の預金を預けたのかというのが8点目であります。

9点目については、これもまたちょっと細かい話になる、資料10ページにあります公平委員会ですけれども、8月26日に開催されているとなっています。それはいいんだけど、人事状況の公表条例ってありますよね。人事状況の公表条例。これによると9月30日までに管理者に報告しなさいとなっています。報告されたものは令和2年度分までは既にホームページにアップされていますが、令和3年度分はまだなんです。だから、この条例によると、令和3年度分は今年の9月30日までに管理者に報告されているはずなんですけれども、そこから約2か月経過をしていますけれども、なぜか載っていない。その理由についてお聞かせください。

10点目は、さっきも宮嶋さんからあった健康診査の関係です。これも割り戻すと1人約1万3,000円程度の支出でしかないんですよ。ないんですよ。この職場が、いわゆるホワイトカラーというか、主にデスクワークを中心とする職員だけであるんだったら通常健康審査項目でもいいだろうとは思いますが。ただ、そうでない、現場に携わる方がいらっしゃるわけですよ。いらっしゃるわけですよ。本組合が持っている公務災害条例というのがあります。公務災害の場合、どう保障するかというルールがあります。その規則、例規集では314ページです。それから公務災害の範囲は別表で325ページにあります。この中には、例えば化学物質にさらされることによって発症するものとか、粉じん、発がん性物質よって発症する、発症したという、そういうものを公務災害の対象にしていますよということが書かれているわけです。

私的なこととなりますけれども、私も実は登録手話通訳者ですから、実は手話通訳の業界では三十数年前から頸肩腕障害が急増してい

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>るんです。だから、今ほぼほぼ、全てに近い自治体では、自分たちが関わってもらっている手話通訳者に対しては、年に一遍か、一遍かな、ぐらいに、特殊検診とって通常の検診以外の検診をやっているんです。それによって早く病気を発見して必要な人は休養してもらうという措置を取っているんですけども。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木議員に申し上げます。 もう少しまとめてください。自分の意見を言う場ではありませんので注意してください。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>分かりました。要するに1人1. 3万円程度の健康診断の費用で、申し上げたような現場に関わる方が発症する可能性がある病気の疾病とかまでについてカバーできているのかどうかです。要するに検査項目がこれで十分なのかということです、簡単に言えば、についてお聞かせを願いたいと思います。</p> <p>1 1 番目にはごみ処理の問題ですけども、これも資料にあるように、平成30年と令和3年度の1人当たりのごみ量を比較すると、精華町が7. 2キログラム増、率は4. 98%、木津川市が10キロ、約7. 27%となっています。確かにこの間、さっき議論あったように、コロナ禍による居籠もり需要というか、によってごみが出ているという可能性もゼロじゃないんです。ただ、精華町と木津川市、そんなに大きな地理的差はないんですけども、木津川市のほうは精華町に比べて約39%も増加スピードが速いんですよ。この原因分析が一体どこにあるのかというのが1 1 点目であります。</p> <p>それから1 2 点目は財務状況の公表に関する条例に関することですけども、この間の議論では、様々な情報を、公告式条例の公表、つまりこの組合の玄関の横にある、公告式というのがありますよね、貼り出したやつ、それで発表する、それで足りるとおっしゃっているんですよ。確かに例規上はそうなっています。例規上はここに貼り出すことによって公表するよとなっているんです。ただ、その一部を、さっきから申し上げているように、例えば調査データとかはホームページで公表されているんですけども、この間の議論では公告式条例によった公表でいいのだとおっしゃっている。おっしゃられていました。ところが今朝見たら、公告式条例のあの場所というのは鍵がかかっていますよね。鍵がかかっているんですよ。開けられない、まず。その上に重ねて、重ねて貼ってあるから、表紙は見えるけれども中見えないという状況にあります。この点はどういうふうに関後説明責任を果たすのかというのが1 2 点目です。</p> <p>1 3 点目は財務規則の関係です。規則第25条では。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ページ数をおっしゃってください。</p>

佐々木議員	<p>例規集の477ページです。会計管理者は毎四半期の当初に状況を管理者に報告するということが書かれています。ただ、同時に、ただし書で例月出納検査と同時でもいいとなっていますから、四半期というのは要するに4回ですね、年4回ということですね、年4回ですから4回、例月が3回行われていますから、もし同時になった場合は4回のうち3回分は例月と一緒に報告されているかもしれませんが、それでも1回は足りないわけです。これいつ報告をされているのかというのが13点目であります。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>
高味議長	<p>少し量が多いですけれども、まず高岡監査委員から答弁もらいます。</p> <p>高岡監査委員。</p>
高岡監査委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>1問目の、1点目の質問なんですけど、申し訳ないです、ちょっと聞き取れませんでしたので、また後ほど教えていただければと思います。</p> <p>答えられるところを私なりの見解で答えさせていただきます。意見書で申し上げますと14ページ、4点目の質問でして、年度間における負担の平準化というところをご指摘いただきました。こちらは、お示しのとおり、主な要因で、打越台の環境センターの解体なり撤去に伴う関連費用が皆減される一方で、この施設の瑕疵担保期間が満了になりまして委託料が約6,000万円増となります。このような年度間の負担を平準化するというところを適切に処理されたいという意見でございます。</p> <p>あと、私のほうから答えられる範囲は、1点目が聞き取れませんでしたので、また後ほどおっしゃっていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
高味議長	<p>総務課長。</p>
松井総務課長	<p>総務課長でございます。</p> <p>順にお答え申し上げたいと思いますが、また漏れていたりしたらご指摘のほうよろしく申し上げます。</p> <p>監査委員のほうにもご質問ということでもありましたが、まず1点目、代表監査委員、来ていないのはなぜかという部分でございますが、これは、決算監査時、お二方合議でいただいた意見書のとおりでございます。その際に、お二方、監査委員でご相談をされて、この場でご説明するのに高岡委員のほうにお願いをするということで、代表監査委員と、これはご確認をされまして、その上で高岡委員のほう</p>

松井総務課長
つづき

からこちらご報告をいただいたというところでございます。

続きまして、財産の調書のところでございます。財産調書のところがなぜゼロになっているのかという部分でございますが、一昨年度まではここに打越台環境センターの財産の記述をさせていただいておったかと思っております。それが令和2年度末をもって全て譲渡が、手続が終わりまして、議決のほうもいただいたということもございまして、令和3年度以降はこちら組合のほうで所有している財産がなくなりましたということで、ゼロという表記にさせていただいております。

それから負担の平準化、基金の部分でございましたでしょうか、この部分につきましては、基金をうまく活用しながら、構成市町の負担が過度に大きくなったり、単年度だけが非常に安くなったりというのをできるだけうまくならしていこうということを思いながら、しっかりとこちら予算調製をしていこうというところでございます。

それから例月出納検査の報告でございますが、こちらのほうは、前回も同じような答弁をしておったかもしれませんが、議長、管理者のほうへの報告はいたしております。議員個々への報告というのは、その後そこまではさせていただいてはおりません。

それから監査計画につきましては、4月に策定のほうをいただいております。その監査計画に基づいて実施のほうをいただいております。

議会委託費の中の全協の会議録につきましてでございますが、こちらのほうは、またこれから議会運営委員会等でもいろいろとご議論いただくことか分かりませんが、まず、本会議の部分につきましては、構成市町あるいはほかの組合なんかも参考にしながら、本会議の議事録についてはやはり公開されているところが多く、実際配付という規定も、実際は配付をいたしてはおりませんが、規定もあるものということで、議長ともご相談する中でホームページの掲載を行ったところでございます。

一方、全協の会議録につきましては、保存につきましては規定はございますが、そこから全議員への配付等の規定はございませんので、全協までは至っていないというところでございます。

それから環境監視委員の出席の関係でございます。こちらにつきましては、ご指摘のとおり、全ての会議に全員が参加したわけではございません。資料の成果の説明書の8ページの下段になります。環境監視委員会、開催日が令和3年7月6日、令和3年11月5日、令和4年3月18日の3回開催をしております。それぞれ、7月6日のご出席が8人、11月5日のご出席が7人、3月18日のご出席が5人ということで開催をいたしておりますので、それぞれ各人数に応じまして委員報酬とそれから費用弁償、行っているところでございます。

それと、その支出根拠をという部分でございますが、これにつきましては、私どものほうの委員ご就任をお願いする際の決裁という形で整理をしておりますが、内容につきましては、本組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、こちらに規定して

松井総務課長
つづき

ある日額で報酬をお支払いする方、このあたりを参考にしながら額のほうを決定させていただいて、日額で支給をさせていただいているというところでございます。

それから基金の預け入れの関係でございます。利率の一番低いところに、一番たくさん偏っているような形になっているのではないかとのご質問であったかと思いますが、こちらにつきましては、当然、有利・安全なという形、大事な視点を持って基金のほうを運用するところでございますが、私ども、この管内で、京都銀行さん、それからJAさん、南都銀行さん、分割してリスク管理を行うというところも大事な視点ということで置いているところでございます。それぞれ預け入れ期間、いわゆる満期になる期間も異なることでございますので、これらを、ある程度一括、どこかにまとめて、金額を例えばきれいな金額にして預け直すという形ではなくて、現時点におきましては、満期が来たら、利率を判断しながら、同じ金融機関でそのまま利子を積み上げて、更新するのか別のところにするのか、あるいはほかの基金の満期を待って合わせて運用を考えるのか、こういったことをそれぞれ考える中ではございますが、現時点におきましては、今この表にお示しするような形で3つの行に分けて、金額は積み上げのタイミングによりまして額がかなり変わってはきておりますが、この内容で今のところは全て、満期が来たらその額を、次の金融機関さん、同じところ、あるいは別のところで預け入れするという判断の中で、今このような結果になっているというところでございます。

公平委員会の関係でございます。こちらにつきましては、ホームページに載っていないというところでございます。こちらは、先ほどから言っていたいただいておりますので、例規集でいきますと249ページになります。組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例というところで、9月30日までに人事行政の運営の状況を報告しなければならないという中で、その下の第6条になります、管理者は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年12月28日までに第2条の規定による報告を取りまとめ、報告を公表しなければならないとございますので、12月28日までにこちらのほうは公表のほうを行ってまいりたいと考えているところでございます。

それから公務災害の関係でございます。健康診断の関係の内容でございますが、こちらの内容につきましては、実際、西部塵埃処理組合のときからこういった業務についていろいろとやっていたいただいているところでございますが、打越台環境センターからこちらのほうに移った際に、実際の現場の業務というのは少し内容が変わっているところがございます。ですので、粉じんでありますとか煤じんでありますとかそういった部分、炉室の中で作業するダイオキシンの暴露でありますとか、そういった部分につきましては、打越台環境センター時分から比べますと、かなりこちらではほぼそういった業務はなくなってきたと、委託業者のほうで行っていただいているというところがございます。当然全くないというわけではございません。施設課の職員、当然炉室の中に入って作業することもございます。ですが、そういった

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>点検作業、あるいはそういった粉じんの危険な作業というのは、全て委託業者のほうへシフトすることができましたので、健康診断の項目については一般的な項目で今のところは対応できているんじゃないかというふうに考えているところでございます。</p> <p>それからごみ量の原因分析でございますが、こちらのほうは、毎年、私どもも入ってくるごみ量に関して調査はしております。ただ、この一、二年に限っては、やはりコロナの影響というのがかかり背景にあるのではないかとということで、ごみ量の増減というの、それまで考えてきた通常のトレンドとは少し異なった数字を表しているのではないのかなということは、考慮する必要があるのではないかと考えています。ですので、まだもう少し時間はかかると思いますが、こういったものも背景にしながら、しっかりとした原因分析を行っていききたいというふうに考えております。</p> <p>それから、公告式条例の関係の、私どもの玄関にあります掲示板でございますが、鍵はついておりますが施錠のほうはいたしておりません。ですので開く状況になってございますし、これについては我々も常確認をさせていただいているところでございます。もし万が一の手違いで鍵がかかっていたら、申し訳ございません。運用としては鍵をかけずにやっております。</p> <p>それから財務規則の関係の会計管理者の報告に関しましては、ご指摘いただきましたとおり、例月監査を行っておりますので、その例月監査、年4回実施する中で、報告のほうも行っていただいておりますというところでございます。</p> <p>以上、ご答弁とさせていただきます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ちょっと2回目のやつで答弁漏れがあるんだけど、まずそれ最初にお願いできますか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>もう一度内容を。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>じゃいいですわ。よろしいか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ちょっと具体的にお伺いしますが、要するに、代表監査委員さんに関しては、議選監査委員と協議した上で、議選監査委員が引き受けると、議会対応を、引き受けるとということで、欠席されているという理</p>

佐々木議員
つづき

解をしますが、間違っていなかったら別に結構ですけれども、違ったら言うてください。

それと、行政財産では、公有財産はうちは一切持っていない、動産は別として、車とかは別にしても、不動産やここにある、いわゆる通常の決算書に書かれているようなものは持っていないという話になってしまうんですね。じゃそれって一体誰のものというのが出てくるんですけれども。少なくとも、いろんな関係する団体を見ていると、建物が別であったり、不動産とか、または山林関係とか幾つか、微々たるものかもしれないけれども、かなりの部分が公有財産として登録がされているのに、うちはゼロですよね。執務室もゼロという話になってしまうわけですけれども、これはこういう扱いでいいのかどうかということについて確認をさせていただきたいと思います。少なくとも、厚労省の昭和57年6月14日付けの通知では、廃棄物処理場は行政財産という通知が出ていますので、その関係性での説明をお願いしたいと思います。

平準化の問題、ちょっといまいち分からなかったけれども、年度間における負担、負担って恐らく2市町の負担だと思うんですけれども、負担を平準化するために、今の答弁では、基金運用をして、負担が多いときと少ないときをできるだけ避けるようなやり方というふうに理解をしましたが、でも基金の運用って別に、高く運用できれば運用できたほうがいいわけですよね、わざわざ高い利率が期待できるのに安い利率のほうに預ける必要はないのであって、今の説明だと、あんまり負担が発生しない年度については低い利率で運用してもいいよと逆に聞こえちゃうので、ちょっと意味が分かんないです。平準化というのは、基金運用の利率、利率の獲得額をコントロールすることによって平準化を求めるというふうに解釈できてしまうので、それってほんまに正しいのかなという疑問がありますが、どういう意味なのかについてお願いをしたいと思います。

例月出納検査に関しては、幾つか今、公告式の話がありました。全体として、個々、もう聞きませぬけれども、今日の一般質問や、ホームページをもっと充実してほしいという議員さんもいらっしゃるわけなんだけれども、公告式だけによる公表というのは、今の時代、少数派ですよね、ほとんど。大半は、ホームページ等で積極的に情報発信して、説明責任を果たそうとする姿勢が大半です。だから、公告式は最低限やらなあかん、これ手続上要るわけで、それはやらなあかんだけれども、そこにとどめる意図について確認をしたいんです。要するに、ホームページ等で公表したらまずいというか、公表に適さないものがあるんだったらそれは言ってもらったら結構ですけれども、じゃ一体どんな情報がホームページ等での公表に適さないのか、それをどういう基準で仕分をしているのかというのが問われるわけですから、その基準があるのか、要するに公告式だけでやる発表と説明責任と、ホームページにも載せる説明責任と、何らかの仕分の基準があるのかどうかについて確認をさせてもらいたいと思います。

先ほど監査計画を4月につくっているという話でした。この監査計

佐々木議員
つづき

画の中には行政監査は入っていないのでしょうか。一応、基金運用とか例月とか決算審査はやられていますから分かるんだけど、行政監査の形跡がほとんど見られないですが、行政監査はやっているのか、要するに計画に入っているのか入っていないのか、要するに計画したけれどもやっていないのか、計画がなかったらやっていないのか、行政監査についてはほとんど見ないので、これについてどういう計画になっているのかというのをお願いしたいと思います。

全協の会議録に関しては、また議運の宿題になっています、また議運で議論をしてもらったらいいいとは思いますが、それはもう結構です。

環境監視委員会さんの今の報酬額の根拠がちょっと甘い気がしますね。非常勤特別職の日額を参考にして決めているという話だけでも、だから額の妥当性についてはそれでいいのかもしれないけれども、それ以上の支出根拠がないんですよ。ないんですよ。しかも、今の話聞くと、就任してもらうときの各環境監視委員さんと組合との個々の契約によって額を決めているみたいな印象を受けました。私的契約じゃないので、やっぱり公費を支出する以上、どういう会議に、どういう形式で、年額なのか月額なのか1回当たり幾らなのかといった、どういう形式のときに幾ら払うかということはやっぱり明確にしておく必要があると思うんですが、これを、例えば、どこに位置づけるかは検討してもらったらいいいけれども、例えば非常勤特別職の報酬条例とかいったところに位置づける気があるのかなのかについて確認をしたいと思います。

基金運用に関しては、要するに、別に怒っているわけじゃないけれども、予算をせっかく19万1,000円と決めておきながら、決めておきながら、もう1回言いますが、0.002%という一番低いところに約53%預けちゃったら、予算を達成できなくなるというのは途中で分かりますよね。要するに預ける契約時に分かるわけですよ。大体年度内に幾らつくというのは想像つきますから。なのに、予算額があるのに、予算額からかなり減ったような実績しかつけれないというのはどこに原因があるのかということですよ。特に会計管理者さん、この運用、いいのかという話になりますから、ほんまにいいのかと、こんな、予算を組んでいるのに、それを達成できないような話になってしまったら、やっぱりそれは達成できるような、全部が0.002%なのでこれ以上は無理だというんならまだ分かりますよ。分かるけれども、一部は0.1%があるわけですよ。だったらその5万8,000円分を補填できるような運用をするのが当たり前だと思うんだけど、その点について確認をさせてもらいたいと思います。

公平委員会の件は結構ですけども、ただ、限度日が決まっているからそれまでにやったらいいいというのはちょっとどうかなという気はしますので、意見は述べておきたいと思います。

健康診断の件ですけども、今の話では、直営の職員さんについては、打越台よりも加害リスクが減ったみたいな話がありました。でも、今のお話をトータルで聞くと、けどもその分を委託業者さんが請

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>け負っているという発言も一部あったわけですね。じゃ、委託業者との契約の条項の中に、委託業者の職員さんの健康管理についての条項があるかどうかですよ。直営から離れちゃったらもうどうでもいいよという話にはならないので、委託業者の職員さんの健康管理をいかに担保するのかというのも、発注者側の一定責任があるとは思いますが。そこは。なので、その点について、こういう条項があるのかどうかについて確認をさせていただきます。 以上、よろしく申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>会計管理者。</p>
<p>石原 会計管理者</p>	<p>会計管理者でございます。 基金の運用益のことについてのご質問でございますけれども、資料の9ページの上段の表、今ご覧いただいているかと思っております、そこで、議員おっしゃっているように、かなり利率に差があるのにどうして低いところという話ですけれども、JAさんにおきましては、この表の中でもご覧いただけるんですけども、同じ年度の中で0.004%にちょっと急に利率を下げてこられたということがございました。例年は年度当初に今年度の利率ということで交渉、お話をさせていただいてなんですけれども、どうしてもこの年に関しましてはJAさんのほうから、利率を下げた形でないちょっと受けられないというようなお話がありましたので、ちょっとそういうイレギュラーなことが起こってしまって、運用益が予算に達成しなかったということがございます。私も今まで何年間かは仕事していますが、こんなことは初めてでございましたけれども、致し方ない事情として了承をいたしました次第でございます。 以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>総務課長でございます。 残るご質問について順にご回答させていただきます。 まず、財産の関係でございます。こちらのほうがゼロになっているという分につきましては、こちらの環境の森センター・きづがわの不動産、建物、土地、全て木津川市の名義の財産となりますので、組合として表記するものはないというところでございます。それを我々組合で管理をしているというところでございます。 それから基金の平準化、それから預け入れの関係、会計管理者からもいろいろとご答弁ございましたが、平準化につきましては、毎年、財政調整基金、それから売電料等を原資として維持管理基金へ積み立ててまいります。これをずっと長い間積み立てていくばかりというこ</p>

松井総務課長
つづき

とは考えておりませんので、今後、維持管理あるいは修繕、これらが発生する際、多額の費用が出た場合に、それらを全て構成市町のほうに求めるのではなくて、我々のほうでもこちらのほうで管理をしている基金を入れながら、平準化、できるだけならしていくということをやっていきたいと思っておりますし、その基金をきっちりと預け入れをしながら運用をしていきたいというふうに考えてございます。

それから公告式に関する方法でございます。今はホームページが主流だという話はごもっともかと思えます。これにつきましては、先ほど来、局長のほうからもご答弁申し上げておりますけれども、今考えておりますホームページの更新、このときに全てを当然出せるというわけではございませんで、今ここでご答弁できる明確な基準があるわけでもございません。ですので、このあたりにつきましては、当然、今の時代の流れ、あるいは我々として発信しなければならない情報、これらをしっかりと整理しながら、公告式条例のとおり掲示板を活用するのか、はたまたホームページを活用していくのか、しっかりと判断しながら整理を進めていきたいというふうに考えております。

それから監査基準につきまして、行政監査でございます。行政監査につきましては項目は入っております。ただし、行政監査が具体的に目的を立てて行われているということにつきましては、令和3年度、あるいは本年度の今日時点におきましても、残念ながら監査自体は実施はできておりません。

監視委員の支出根拠でございます。こちらにつきましては、内容をご答弁申し上げたとおりでございます。現時点では当初の決裁、こちらに基づいて支出をさせていただいておって、その内容を変わず、新たな委員になった場合でも、それをご提示して支出のほうさせていただいているところでございます。条例への位置づけにつきましては、今この場でどうしていくという明確なご答弁はできませんが、一応参考にしている日額の根拠、こういった部分につきましては正しい形でさせていただきたいというふうに、規定を参考にしながら準拠してやっているところでございますので、今後、条例への位置づけ等については、今時点ではどうしていくかご答弁のほうはできません。

基金の預け入れにつきまして、予算との差額でございます。こちらにつきましては、今の現状、金融機関の預け入れの利率の状況というのが、我々の想定よりも大きく下回っているというのが実情ではないかなと思っております。予算のときには、当然、低いということで低く予算をつけるのじゃなくて、一定見込んだ中で立ててはおりますが、実際に預け入れするときに金融機関さんが低い金利しか提示いただかなかったということの結果というふうにご理解いただきたいと思います。

それから、委託事業者の健康診断の項目につきましては、申し訳ございません。今、私、手元に契約書原本を持っておりませんので明確にお答えすることはできませんが、我々の責任といたしまして、委託事業者さんに、環境の森センター・きづがわを運転管理するに当たって、最低人数、この人数を必ず確保して、班体制を組んで24時間の

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>連続運転ができるようにという人員体制を組むこと、これを基本にした契約をさせていただいております。当然、その人員を確保するに当たっては、受託事業者におきまして健康診断をなされた上で、ここでの業務に耐え得る職員を必要な人数確保するというのは、これは受託事業者さんのほうの責務であろうかというふうに考えておりますので、そういった部分で整理はさせていただいているというところがございます。健康診断の項目までうたっておったかどうか、申し訳ございません、ちょっと記憶にございませんので、こういった内容の整理をしているということのご答弁とさせていただきます。</p> <p>それから1点、これはすみません、先ほどの答弁の補足でございます。人事行政の状況報告でございますが、私ども、今、11月1日付で、令和3年度の人事行政の運営報告、ホームページのほうで公開をさせていただいております。私のほうでご答弁ができずに申し訳ございません。またホームページのほうご確認いただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>大体おおむね了解はしましたが、幾つか宿題は残っているので、さっき答弁があったように、公告式条例はあるので、それはそれで要ると思うんだけど、手続として要ると思うんだけど、それ以外の、やっぱり積極的な、要するに簡単に市民がアクセスできるような手段による広報ですよ、については、ちょっと基準も設けながらしっかりと検討をお願いしたいということは、ちょっと一言申し上げておきたいと思います。</p> <p>今日はすぐ出てこないと思うけれども、先ほどあったように、健康診断の件は、もしこの施設が原因で例えば職業病的なものが発生したら、それが直営職員だろうが委託職員だろうがほぼ評価は一緒だと思うんですよ、そこは。もちろんその個人の責任に帰するような、例えばむちゃくちゃな生活しているとかいうのが原因だったら話は別だけれども、ここの扱っているいろんな化学物質だとかいうことが原因として考えられるようなことによる発症だとかいうことになると、そこはやっぱり施設全体も問われる話になりますから、そこはやっぱり違いをつくるんじゃないし、同じ働く人ですから、直営だから大事であって委託だからどうでもいいなんて話にはなりませんから、そこはしっかりと点検をお願いしたいし、今日もし無理だとしたら、できたら後日で結構ですので、その契約内容の中に健康診断の条文がどうなっているのかについては、ペーパーで結構ですので、ご報告を願えればありがたいと思っています。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>

高味議長	総務課長。
松井総務課長	<p>総務課長でございます。</p> <p>今の健康診断の部分につきましては、改めまして契約条項を確認いたしまして、確認できた内容についてはご報告、後日になりますが、させていただきますと思います。</p> <p>あくまでも健康管理につきましては、私どものほうもですが、事業者として責務でございます、安全衛生の管理会議というのを、我々のほうではそういう名称でやっておりますけれども、これを定期的を実施する中で、当然、そういった危険の話であるとか職員の健康管理というのは、我々組合としてもそうですし、事業者としても事業者の責務としてやられている部分、これをまた情報共有というのもさせていただく会議も定期的に持っておりますので、そういったところで、全くほったらかしでお互いが勝手にやっているということではないというところをご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	<p>ほかございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ歳出についての質疑は終わります。 続いて歳入についての質疑に移ります。 歳入についての質疑ございますか。 佐々木さん。</p>
佐々木議員	1点だけ確認したいんですけども、監査委員さんもありましたけれども、去年に関しては、9月ぐらいかな。
高味議長	ページ数をお願いします。
佐々木議員	手数料です。6ページです。すみません。奈良市からのごみを一時的に、奈良市の炉が駄目になったから、受け入れていますよね。この額を監査委員さんの資料によって計算すると1トン当たり2万8,600円。つまり、うちの標準的な手数料、額に消費税を加えたものなんです。それは分かるんですけども、ただ、同時に、条例の第7条第3項、例規集やったら538ページですけども、この第3項の中に、特別な取扱いの場合は、最大2倍の手数料加算ができるということが書かれています。書かれているんです。奈良市さんを別にいじめたいわけじゃないけれども、本組合にとっては想定外の受入れでしょ

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>う、簡単に言えば。ですよね。想定外の受入れをすることによって、ある意味、炉の傷みというか、が加速される可能性があるわけですよね。ですから、通常の処理じゃなしにプラスアルファの処理をする場合に、通常の手数料の額でいいのかどうか、それがポイントになると思うんですけども、奈良市さんからの受入れは通常額に1%もプラスせずに金額を計算されたのかについてまず確認したいと。</p>
<p>高味議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>総務課長でございます。 奈良市の受入れにつきましては、昨年、令和3年9月の1か月間、一時的に受入れをしたところでございます。今ご指摘ありました例規集で言いますと538ページ、第7条の第3項、特別な取扱いを要する場合は、または処理作業が困難な場合は2倍以内という規定をおっしゃっていただきましたが、今回の奈良市の受入れの際に協議をいたしましたところ、奈良市のほうのご希望としては、当然処理は相当な量を処理していただきたいというご依頼はございました。ただし、これに関しては、当然、今おっしゃっていただいたように、私どもの炉の運転に影響があるような量を受け入れることはしないということをお前に調整をいたしまして受入れ量も確定をいたしましたので、ここで申し上げる特別な取扱い、あるいは処理作業が困難という状況にならない範囲でしか受けないということの前提で受け入れた量ということにさせていただきますので、そういった状況も勘案して、通常の手数料、逆に言うと減免とか、そういった手続は一切していないと、通常の手数料を頂戴したという形で処理のほうさせていただきます。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>このケースは、別に、お互いさんの部分もあると思うんですけども、発生し得るケースですよね。近隣のごみ処理施設がちょっと駄目になったとか、一時休止しなあかんとかいう話は起こり得る話なんだけれども、そのときの考え方が整理されているかどうかなんですよ。例えば消防なんかは一々言いませんよね、お互いさまだから、燃えていけば、またはけが人がいけば行くのであって。ただ、こういったような、地元というか、構成市町の住民の負担によって運営されているような施設に関して、それ以外の自治体のエリアから受け入れる場合の考え方の問題ですよね。今の話だと、うちの施設で処理できる範囲だから、その量に限って受け入れたので、通常の料金で計算したとおっしゃるんですけども、こういったお互いさまの部分あるけれども、他の自治体依頼からの持込みについてどう考えるかというのは、何か</p>

佐々木議員 つづき	管理者会とか何らかで協議、決定されている、その結果、奈良市さんはこの基準を適用したのかどうかなんですよね、確認したいのは。そこはどのレベルのメンバーで、この決断というか、協議をされているのかということです。
高味議長	総務課長。
松井総務課長	<p>総務課長でございます。</p> <p>奈良市の受入れに関してましては、最終的な判断は全て管理者決裁をいただいております。途中の経過につきましては、副管理者のほうにもご報告という形で入れさせていただいております。ですので、全てうちの組織のほうの決定ということで、そこの決定に至る前には地元のほうにもご説明をして、当然、そのあたり、ご理解いただける範囲ということを調整した上で、最終、管理者判断ということで決定のほうさせていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	<p>分かりました。じゃ、確認ですけれども、今の近隣市町村からのこういった何か急なことが起こって受け入れる場合というのは、うちが受け入れる範囲に限って特に加算をせずに手数料をいただくということは、本組合の基本的姿勢として確立しているという理解でよろしいですね。</p>
高味議長	総務課長。
松井総務課長	<p>総務課長でございます。</p> <p>今、佐々木議員のほうからご指摘あったような明確なルールを、今、管理者決裁をもってこちらのほうで整理をしているという状況ではございません。ですので、今回、奈良市の部分については、奈良市の事例を取って決裁を取った結果ということでございます。</p> <p>今おっしゃっていただいたように、今の区域以外の想定外のごみは、災害のときでありますとか、あるいは今回の奈良市さんのように相手の事象が起因しているものと、様々なケースが考えられます。災害のときもそしたら同じような対応をするのかといえ、恐らく違う提案を我々事務方としてもさせていただくことになろうかと思っております。そういったことは、これからまだ整理をすべき事項はいろいろあるかと思いますが、おおむね、我々としたら、まずは我々の運</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>転に影響のない範囲で、先方のご依頼が我々の納得、というか理解できる範囲の理由を示されているものであれば、特段特別な事象を適用しなくてもいいのではないかと考えております。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほかございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑を終わります。 討論を行います。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ討論を終わります。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり認定することに賛成の議員は起立をお願いします。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。 したがって、認定第1号「令和3年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の件は、原案のとおり認定することに決定いたしました。 ただいまから45分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(16:40)</p> <p>《休憩》</p> <p style="text-align: right;">(16:47)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 本日の会議時間は、議事進行の都合により、会議規則第9条第2項の規定によって延長をします。</p> <p>日程第7、議案第6号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から提案説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第6号、木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。 令和4年8月8日に人事院から一般職の国家公務員の給与について勧告が行われ、去る10月7日に一般職の職員の給与に関する法律等</p>

<p>河井管理者 つづき</p>	<p>の一部を改正する法律案が閣議決定されました。 本組合職員の給与につきまして、国の対応と同様とする給与改定を実施するため、所要の改正を行うものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。 なお、詳細につきましては、事務局長から説明させていただきます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>議案第6号、職員の給与に関する条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。 条例改正の趣旨、内容につきましては、管理者からの説明のとおりでありまして、人事院勧告に基づき、国の対応と同様とする給与水準とするため所要の改正を行うものであります。 議案書の最後のページの参考資料をご覧いただきたいと思います。 今回の改正により、まず月例給、特に初任給、20代半ばに重点を置き、30代半ばまでの俸給月額を平均0.3%引き上げるものです。 次に、ボーナスであります。期末手当につきましては、正職員で0.15か月、再任用職員で0.1か月をそれぞれ引き下げるものであります。 このことにつきましては、さきの組合議会でお認めいただけなかったところであり、人事院勧告と同様の給与水準となりますように、このたび所要の改正をお願いするものでございます。 また、勤勉手当につきまして、正職員で0.1か月分を、再任用職員で0.05か月分を引き上げるものであります。 以上で議案第6号の補足説明とさせていただきます。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。 まず、職員組合との話し合いがどのように行われたのか、その結果はどうやったのかということが1つ。 それから、月例給の引上げが提案されているわけですが、説明にあったように30代半ばまでということですが、これに該当する職員は何人おられるのかお聞きをいたします。</p>

高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>お答えをさせていただきます。</p> <p>職員組合につきましては、事前に11月18日に説明を行いまして、令和4年度における人勧と同様の内容とすることに理解を得ているところでございます。</p> <p>そして、30代前半までに該当する職員につきましては1名ということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	宮嶋さん。
宮嶋議員	<p>1番のことで、今、令和4年の人勧についてはということだったんですけども、令和3年度分については提案が否決されていましたが、これについてはどういう理解だったですか。説明をされて、どういう内容でしたか。</p>
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>再度の質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>当然、今回の議案の内容、全て概略説明をさせていただきます承諾を得たところでございますので、令和3年分の人勧の部分につきましても当然加味した内容となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	<p>ほかございませんか。</p> <p>佐々木さん。</p>
佐々木議員	<p>ちょっと形式的な質問で申し訳ないけれども、今の議論聞いていると、この提案理由違いますよね。この提案理由だと、今年度の人勧を適用するために提案すると思います。でも、中身は昨年度の人勧も反映されているというのが今の議論でしたね。提案説明というのはやっぱり議案の一番大事な部分ですので修正願えますか。</p>
高味議長	事務局長。

<p>金森事務局長</p>	<p>お答えをさせていただきます。 提案理由のところでございますけれども、今、佐々木議員からご指摘いただきましたように、人勧の日付等については確かに令和4年の人勧の内容となっております。 しかしながら、どのような提案理由にするかというところで事務局の中でも考慮したところではありますが、3行目から4行目にかけてでございますけれども、国と同様の給与改定ではなく、国と同様とする給与改定、給与水準にするために、そういった形で提案説明のほう、提案理由のほうを書かせていただいたところでもあります。 非常に分かりにくい提案ということであれば、これについてはおわびを申し上げたいと思います。 よろしくお願いを申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>あんまりこういうことは言いたくないんだけど、だますような書き方したらやっぱり駄目ですよ、それは。正直に書きましょうよ。今の提案どおり、昨年度の人勧と今度の人勧を併せた内容を持った提案ですと書いたら一番率直なわけでしょう。何か事務局でそんな議論するような中身じゃないと思うんですよ。率直にありのまま書けばいい話だから、何も何か難しく隠すような言い回しを考えるなんて必要はどこにもないわけであって。 今の、管理者、どうなんですか、こういう提案の仕方というのは管理者も了解しているんですか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>管理者に聞いています。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>すみません。再度のご質問にお答えをさせていただきます。 これにつきましては、先ほども申し上げましたように、今回の提案、令和3年度、それから令和4年度の人勧につきまして、改めて組合の議員の皆様方をお願いしたいということでございます。この提案理由につきましては、決してごまかすというようなところではございません。昨年の部分も含めて、改めてご理解を賜りご議決を賜りたいと、そういう思いで、当然、管理者以下で協議をしながら作成したものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。</p>

金森事務局長 つづき	以上でございます。
高味議長	佐々木さん。
佐々木議員	細かいのは、当然、事務局から説明してもらうのはいいんですけども、提案してるのは管理者名で提案されているわけですから、今後もこういう出し方をするのかどうかを聞いているんです。率直に内容を反映するような提案理由を書かない、または誤解を与える可能性が残るような書き方、今後もするんですかということ、管理者に確認したいと思います。
高味議長	管理者。
河井管理者	提案のところに、詳細につきましては事務局長から説明をさせていただきますということも挙げておりますので、これまでも詳細の内容については事務局長から説明をさせていただいております。 以上でございます。
高味議長	ほかございませんか。 (なしの声) なければ質疑を終わります。 討論を行います。 (なしの声) なければ討論を終わります。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立を願います。 (賛成者起立) 起立全員であります。 したがって、議案第6号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

<p>高味議長 つづき</p>	<p>次に、日程第8、議案第7号「京都市市町村職員退職手当組合格約の変更について」を議題といたします。 管理者から提案説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第7号、京都市市町村職員退職手当組合格約の変更につきましてご説明をさせていただきます。 京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡広域事務組合が名称変更することに伴い、当組合の規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、協議する必要が生じたため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑を終わります。 討論を行います。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ討論を終わります。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。 したがって、議案第7号「京都市市町村職員退職手当組合格約の変更について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、追加日程第5「委員会の閉会中の継続審査及び調査について」を議題といたします。 議会運営委員長から、調査及び審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。 お諮りいたします。 本件は、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、本件は、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたします。</p> <p>ありがとうございました。長時間、本当に。 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。 慎重なる意見を賜り、大変ご苦労さまです。 これをもちまして、令和4年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(17:00)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: center;">議 長 _____</p> <p style="text-align: center;">署名議員 _____</p> <p style="text-align: center;">署名議員 _____</p>